

# 第Ⅳ章 防災指針

---

- 1 基本的な考え方
- 2 現状分析
- 3 防災まちづくりの方針
- 4 具体的な取組

## <防災指針>

安心・安全に暮らし働き続けられるまちづくりに向けて、本市の災害リスクの現状や課題を踏まえ、必要な防災・減災対策を計画的に進めていくための防災指針を示します。

### 1 基本的な考え方

(1) 防災指針について

(2) 防災指針の基本的な考え方

### 2 現状分析

(1) 対象とする災害とリスク

(2) 災害リスクの状況と課題

### 3 防災まちづくりの方針（災害リスクを踏まえたまちづくり）

第II章に示す立地適正化計画における防災まちづくりに関する方針

(1) 基本的な取組の方針

①基本方針

②災害配慮重点区域の設定と  
居住の誘導

(2) 取組の方針

●災害種別ごとの  
取組の方向性

●災害配慮重点区域  
における取組の  
方向性

●拠点における  
取組の方向性

### 4 具体的な取組

(1) 具体的な取組

(2) 各主体の役割

## 1 基本的な考え方

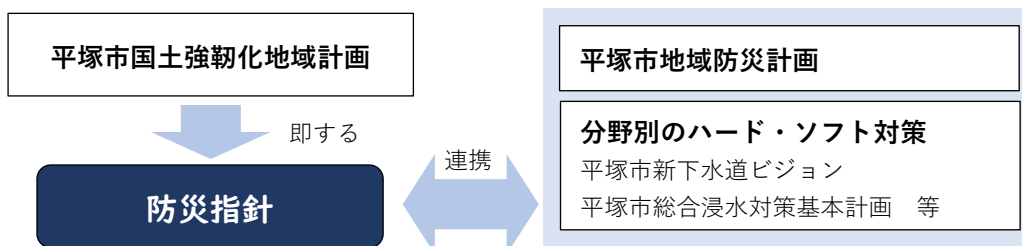
### (1) 防災指針について

近年、大規模な地震や大雨、台風などにより、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。このような自然災害に対応し、安心・安全なまちづくりの推進を図るため、令和2（2020）年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることとなりました。防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。

本市においても、相模川で過去最高水位を観測した令和元（2019）年10月の台風第19号（東日本台風）や、金目川で氾濫危険水位を大きく超過した令和3（2021）年7月の大雨などによって一定程度の被害が発生しました。今後も頻発・激甚化が想定される自然災害に対応していくため、市民・企業・行政が地域の災害リスクを自覚するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくりの方向性を共有し、連携して取組を進めていくことが重要です。

なお、防災指針に示す取組については、本市の国土強靱化地域計画などの関連計画と連携して、防災・減災に係る施策を計画的に推進することとします。

図 防災指針の位置づけ



### (2) 防災指針の基本的な考え方

本市は相模湾に面し、北西部には丘陵地が平野部を囲むように位置します。相模川が市の東側、金目川水系河川が市内中央部を流れ、沿川には市街地が広がります。相模川沿いの市街地には工業団地が広がり、丘陵地の一部には住宅地が開発されています。

近年の集中豪雨の頻発化により、雨水流出など浸水による都市の被害が発生しています。

洪水や内水（雨水出水）、津波など想定される災害リスクと居住誘導区域に関して、居住促進の観点から生命・財産へ危害が及ぶ範囲と、それが起こる頻度で絞って居住誘導区域を設定していますが、居住誘導区域外でも現に多くの市民が居住しています。

本市の防災指針では、居住誘導区域における災害リスクに対する防災・減災対策のみならず、居住誘導区域に含まない災害リスクの高いエリアや産業振興を図るエリアについても、より安全に暮らし働くことができる市街地環境としていくための取組を計画的に実施します。

## 2 現状分析

### (1) 対象とする災害とリスク

#### ① 対象とする災害

- ・下表の災害を対象とし、浸水想定区域などのハザード情報と都市の状況を重ね合わせ、垂直避難の可能性や要配慮者利用施設の状況など災害リスクの分析を行います。
- ・居住誘導区域設定の基本とした比較的発生頻度の高い計画規模と、発生頻度の低いものの浸水被害が最も大きい想定最大規模のデータを比較し、頻度による浸水想定の違いについて整理します。

表 ハザード情報と都市の状況の重ね合わせ分析

|    | 災害種別                    | 災害規模                    | 災害情報                                                                       | 都市の状況                       |
|----|-------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 浸水 | 洪水<br>(外水氾濫)            | 計画規模・<br>想定最大規模<br>(※1) | ○相模川水系と金目川水系<br>の以下の情報<br>浸水の深さ<br>浸水継続時間(※2)<br>家屋倒壊等氾濫想定区域<br>(河岸浸食、氾濫流) | 平屋・建物用途<br>要配慮者利用施設<br>木造建物 |
|    | 内水<br>(内水氾濫)            | 計画規模・<br>想定最大規模<br>(※3) | 浸水の深さ                                                                      | 平屋・建物用途<br>要配慮者利用施設         |
|    | 高潮                      | 想定最大規模                  | 浸水の深さ<br>家屋倒壊等氾濫想定区域<br>(氾濫流、越波)                                           | 平屋・建物用途<br>要配慮者利用施設         |
|    | 津波                      | 計画規模・<br>想定最大規模<br>(※4) | 浸水の深さ                                                                      | 木造建物<br>要配慮者利用施設            |
|    | ため池                     | 想定最大規模                  | 浸水の深さ                                                                      | 平屋・建物用途<br>要配慮者利用施設         |
| 土砂 | 土砂災害警戒区域・<br>土砂災害特別警戒区域 | —                       | 区域位置(土石流、急傾斜地)                                                             | 要配慮者利用施設                    |
|    | 急傾斜地崩壊危険区域              | —                       | 区域位置                                                                       |                             |
|    | 大規模盛土造成地                | —                       | 区域位置                                                                       |                             |
|    | 地震(※5)                  | —                       | 揺れやすさ、液状化危険度                                                               | 要配慮者利用施設                    |

※1 洪水等が発生する雨量について、洪水対策等に関する計画の基本となる降雨量(計画規模)と想定し得る最大規模の降雨量(想定最大規模)を設定し、水害のハザードマップを作成している。降雨量の規模に係る年超過確率は水系ごとに異なり、金目川水系の計画規模は1/100(1.00%)、想定最大規模は1/1,000(0.10%)であり、相模川水系の計画規模は1/150(0.67%)、想定最大規模は1/1,000(0.10%)となる。年超過確率とは、1年間に想定される規模の降雨や洪水が発生する確率のことを言う。

※2 相模川水系の浸水継続時間のデータは想定最大規模のみ存在。

※3 計画規模の雨量は公共下水道事業計画で定めている51mm/hとし、想定最大規模の雨量は153mm/h(国土交通省の示す関東の最大降雨量)としている。

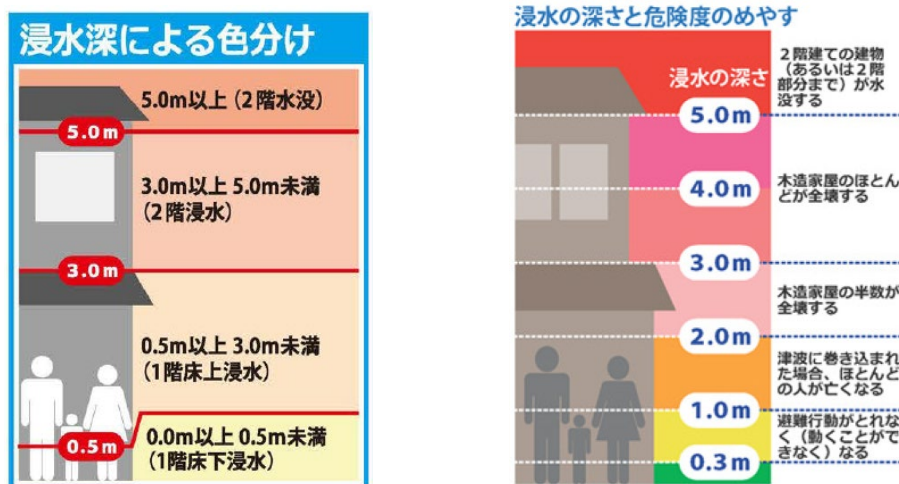
※4 津波の計画規模は、大正型関東地震より設定し、想定最大規模は元禄関東地震タイプと国府津ー松田断層帯地震の連動地震と相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)と同等の規模としている。

※5 対象とする地震は大正型関東地震とする。

## ②災害別のリスク

| 災害種別          |                         | リスク                                                                                                                                |
|---------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浸水            | 洪水<br>(外水氾濫)            | 豪雨により河川の水があふれる現象で、浸水深が3.0mを超える場合、一般的な家屋では2階床まで浸水するおそれがあり、垂直避難が困難となります。また、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食により家屋が倒壊・流出するおそれがある範囲を家屋倒壊等氾濫想定区域と言います。 |
|               | 内水<br>(内水氾濫)            | 豪雨により下水道などから水があふれる現象で、洪水による浸水と比べると浸水深、流速は大きくない場合が多いですが、河川から離れた地域でも浸水被害の発生や降雨から浸水被害が発生するまでの時間が短い場合があります。                            |
|               | 高潮                      | 台風等の来襲に伴い発生する現象で、潮位が急激に上昇することが多く、越波による被害が発生する場合があります。                                                                              |
|               | 津波                      | 大地震により大量の海水が押し寄せる現象で、浸水深0.3m以上では屋外での避難行動が困難となります。<br>浸水深2.0m以上となると木造建物の倒壊・流出のおそれがあり、木造住宅等では屋内の垂直避難ができない状況となります。                    |
|               | ため池<br>(決壊による浸水)        | 大地震などによりため池が決壊した場合の浸水被害で、極めて短時間で氾濫水が到達するおそれがあります。                                                                                  |
| 土砂            | 土砂災害警戒区域・<br>土砂災害特別警戒区域 | 豪雨や地震による土石流やがけ崩れ、地滑りなどにより、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある範囲を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とし、この中で著しい危害が生じるおそれのある範囲を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）としています。            |
|               | 急傾斜地崩壊危険区域              | 豪雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象で甚大な被害が生じる区域を言います。                                                                                      |
|               | 大規模盛土造成地<br>(滑動崩落)      | 谷や斜面に盛土した造成宅地で、豪雨や地震により斜面のひとまとまりのブロックがすべったり崩れたりする現象で甚大な被害が生じるおそれがあります。                                                             |
| 地震（揺れやすさ、液状化） |                         | 大地震により建物の倒壊などの甚大な被害が生じるおそれがあります。また、地盤全体が液体状になる現象を液状化と言い、地面が水や砂だらけになり、地中構造物の破損や建物倒壊などの被害が生じます。                                      |

図 洪水（左）と津波（右）による浸水深とリスク



出典：平塚市「相模川水系洪水ハザードマップ 令和4(2022)年6月」  
「津波ハザードマップ 平成29(2017)年3月」

## (2) 災害リスクの状況と課題

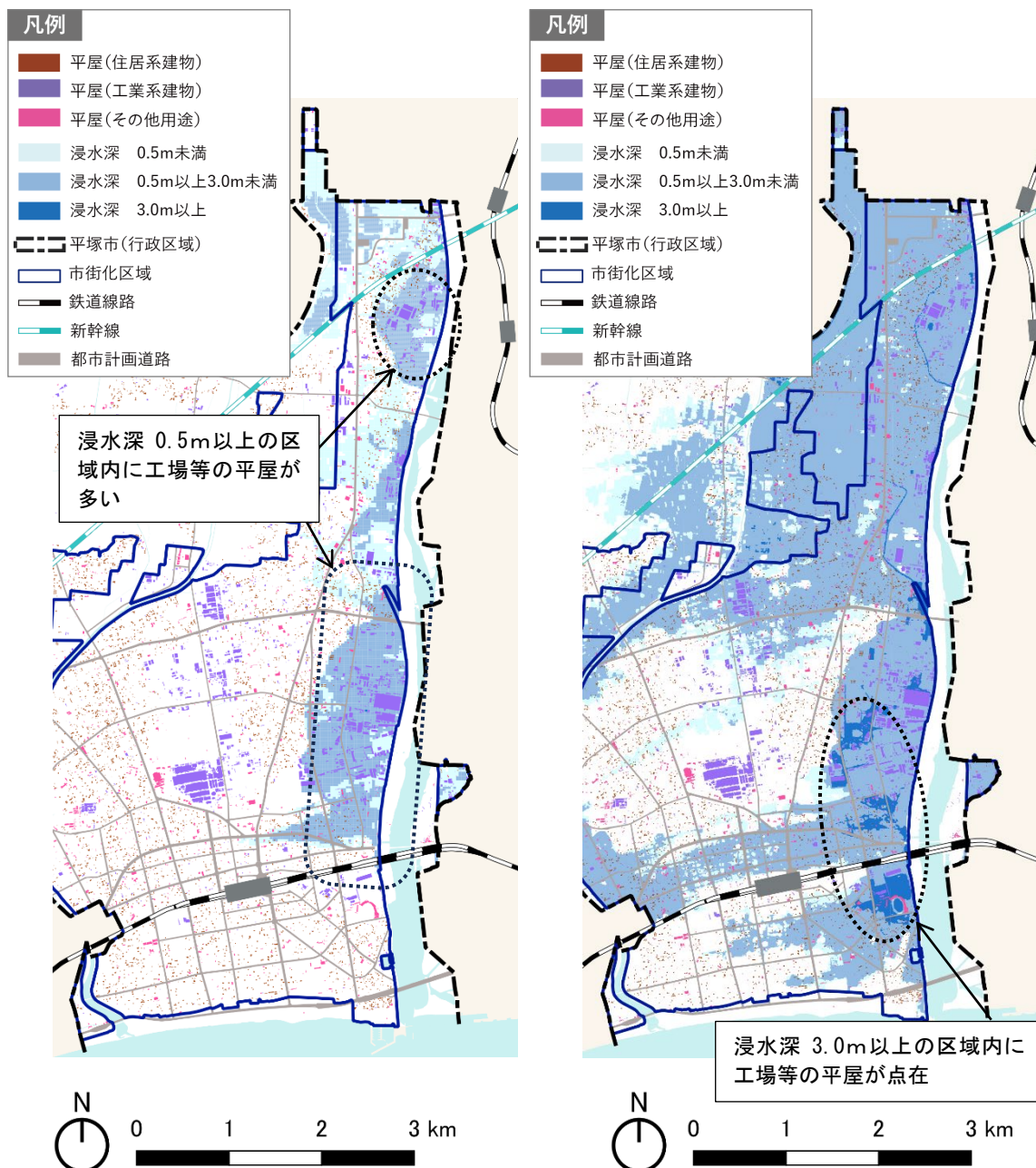
## ①洪水

## 【浸水の深さ×平屋・建物用途】

## α) 相模川水系

- ・計画規模では浸水深 0.5m以上の区域が JR 東海道本線以北の相模川沿いに分布することに対し、想定最大規模では、浸水深 0.5m以上の区域が広範囲にわたっており、特に渋田川沿いや国道 1 号沿いにまで広がっています。また、一般的な住宅の 2 階以上への浸水が想定される浸水深 3.0m以上の区域が相模川沿いの一部で見られます。
- ・計画規模と想定最大規模いずれにおいても、河川沿いの工場やその周辺の住宅など、浸水想定区域内に平屋が多くみられ、浸水対策や早期避難等対策が必要です。

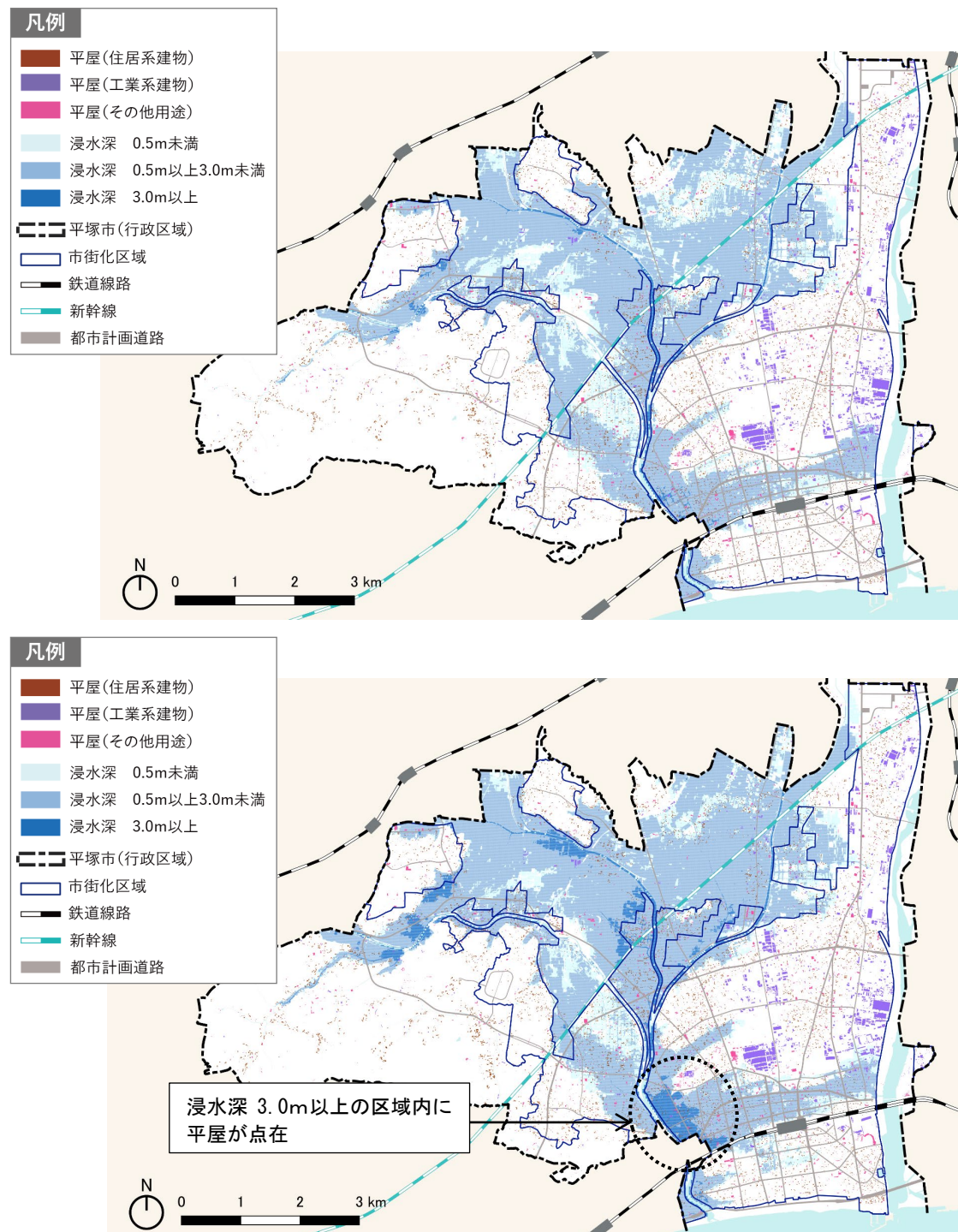
図 浸水想定区域（左：計画規模、右：想定最大規模）と平屋



## b) 金目川水系

- ・計画規模で、浸水深 3.0m以上の区域は市街地内にほとんどみられませんが、浸水深 0.5m以上の区域が市内の広範囲におよび、市街地内では国道 1 号沿いなどにみられます。
- ・想定最大規模では、計画規模に対して浸水の範囲はあまり変わりませんが、浸水の深さが異なり、市街地内で浸水深 3.0m以上と浸水が大きいエリアが桜ヶ丘周辺にみられます。
- ・浸水深が大きいエリアに平屋が多くみられ、浸水対策や早期避難等対策が必要です。

図 浸水想定区域（上：計画規模、下：想定最大規模）と平屋

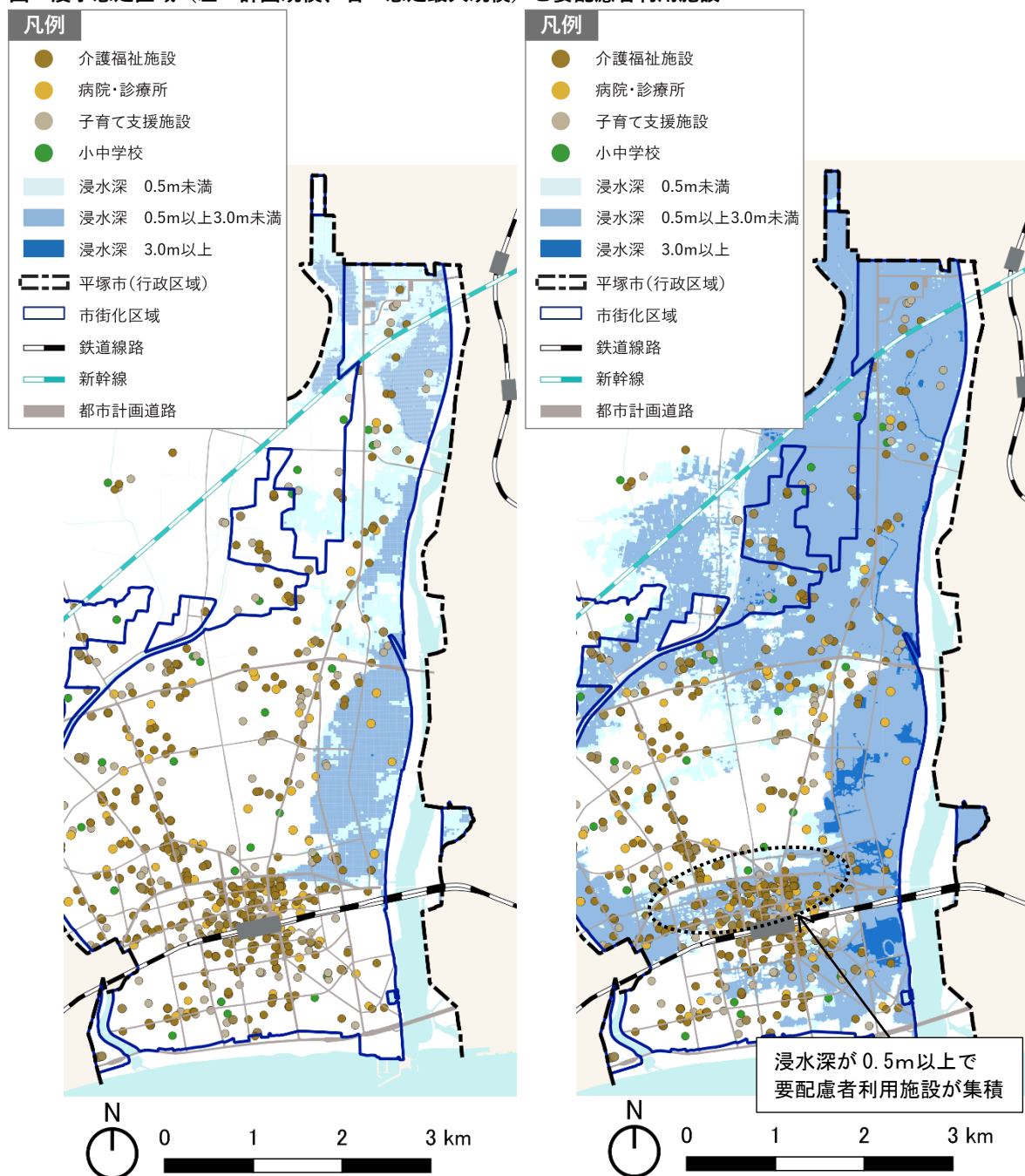


## 【浸水の深さ×要配慮者利用施設】

## a) 相模川水系

- ・計画規模に対して、想定最大規模では、浸水深 0.5m以上の区域が広範囲にわたる中で、国道1号や国道129号沿いなどでは、特に要配慮者利用施設が多く立地しています。
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や止水板等の浸水対策など浸水に対する備えが必要です。

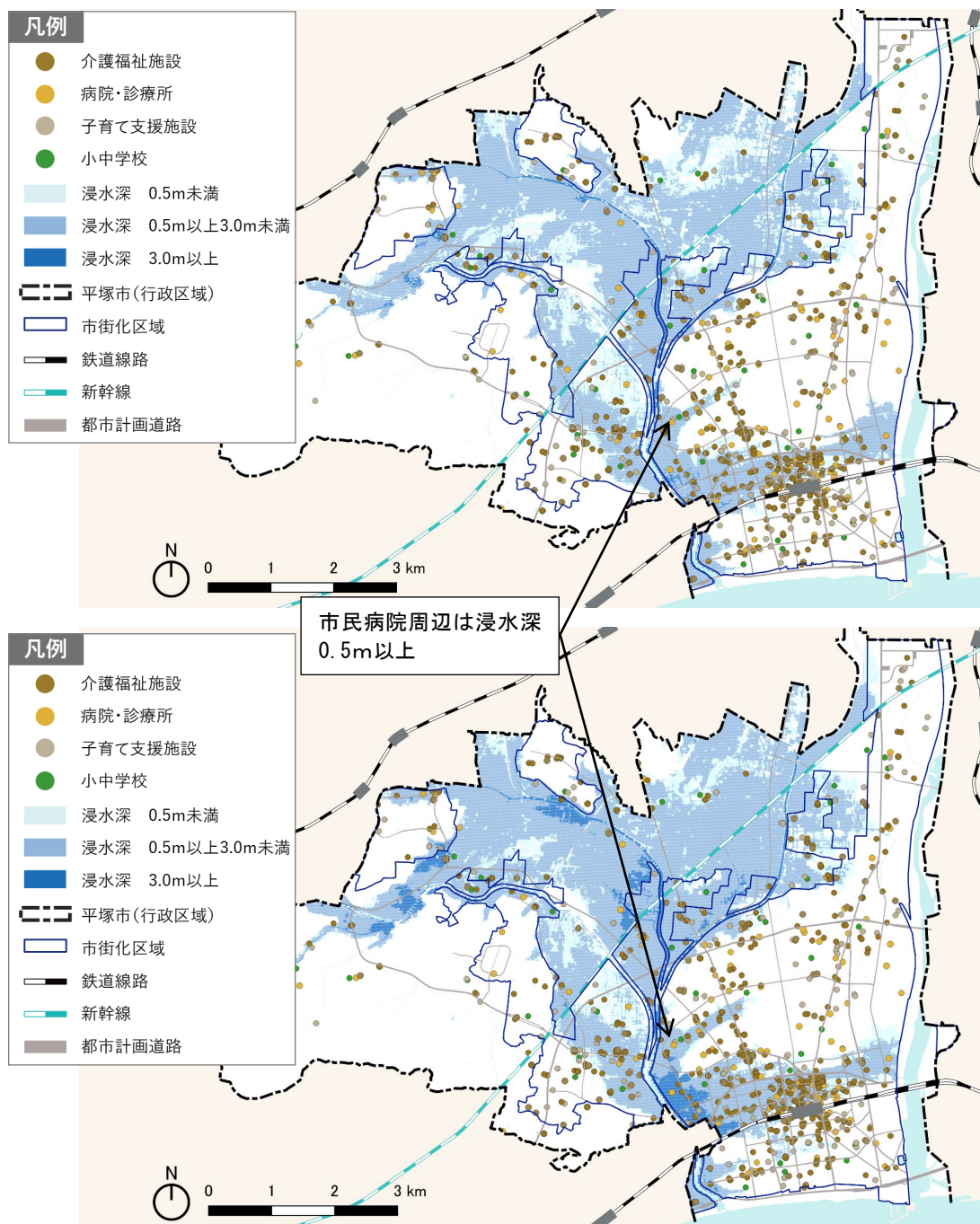
図 浸水想定区域（左：計画規模、右：想定最大規模）と要配慮者利用施設



## b) 金目川水系

- ・計画規模・想定最大規模ともに0.5m以上の浸水想定区域が広がっており、特に市民病院は、災害時においても重要な役割を担う主要な都市機能であるため、浸水に対して災害時も機能の維持が必要です。
- ・相模川水系の浸水想定と同様に、国道1号沿いの要配慮者利用施設が多く立地するエリアの浸水深が0.5m以上であり、浸水に対する備えが必要です。

図 浸水想定区域（上：計画規模、下：想定最大規模）と要配慮者利用施設

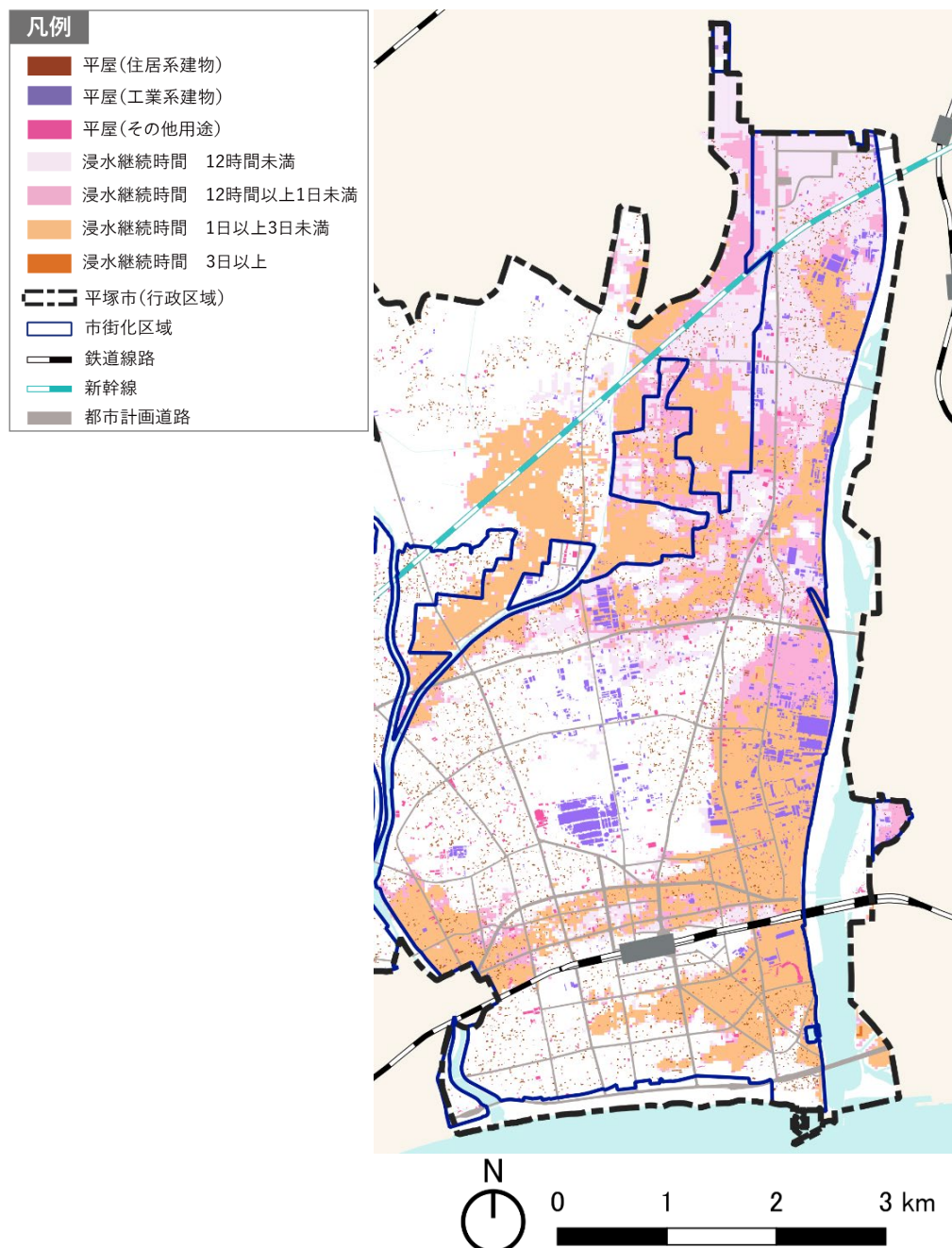


## 【浸水継続時間×平屋・建物用途】

## α) 相模川水系

- ・洪水による想定最大規模での浸水継続時間（浸水深 0.5m に達してからその水深を下回るまでの時間）について、健康障害の発生や生命の危機とされる 3 日以上継続する区域はみられません。
- ・浸水継続時間が 1 日以上となる区域が相模川沿いや国道 1 号沿い、港地区などに広く分布しています。この区域内に平屋も分布しており、建物内での避難生活は困難であり、自宅以外での避難先の想定が必要です。
- ・河川沿いの工場等においても生産機能の停止など事業への大きな影響が危惧されます。企業ごとの防災対策や地域としての防災体制づくり等を進める必要があります。

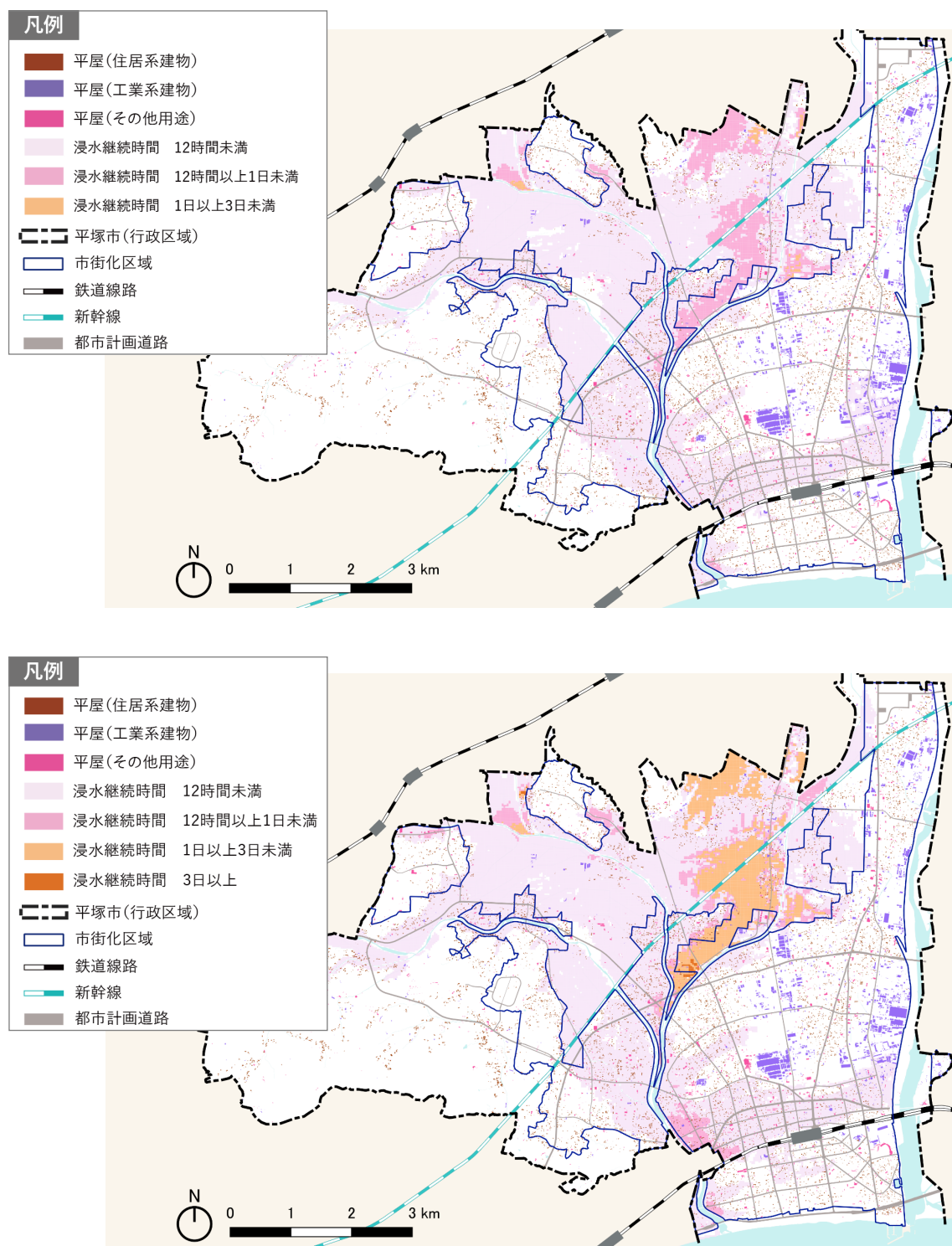
図 浸水継続時間（想定最大規模）と平屋



## b) 金目川水系

- ・市街地内で浸水想定区域が広くみられ、計画規模での浸水継続時間は概ねの範囲で12時間以内となっておりますが、渋田川以北では12時間以上のエリアがみられます。また、想定最大規模では、桜ヶ丘付近が12時間以上となっており、渋田川以北では浸水継続時間が1日以上となっております。
- ・浸水継続時間が1日以上となる区域内に平屋も分布しており、建物内での避難生活は困難であり、自宅以外での避難先の想定が必要です。

図 浸水継続時間（上：計画規模 下：想定最大規模）と平屋

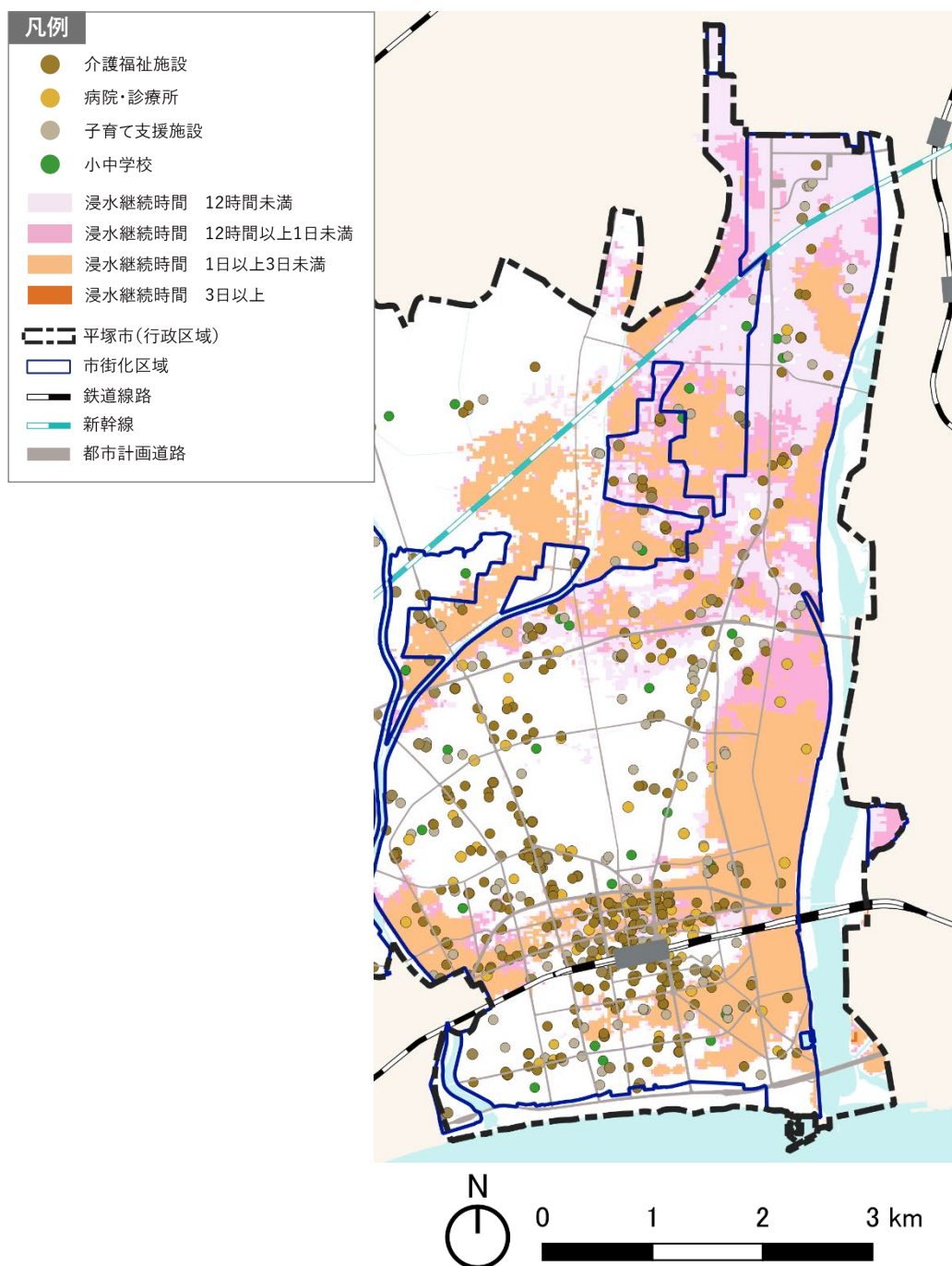


## 【浸水継続時間×要配慮者利用施設】

## a) 相模川水系

- ・ 浸水継続時間が1日以上となる区域が相模川沿いや国道1号沿い、港地区などに広く分布しており、当該エリアでの要配慮者利用施設内の備蓄や生活支援等の対策を促進することが必要です。
- ・ 要配慮者利用施設の屋内の安全確保にあわせて、人的被害が発生しないために機能継続できるよう設備等を整える必要があります。

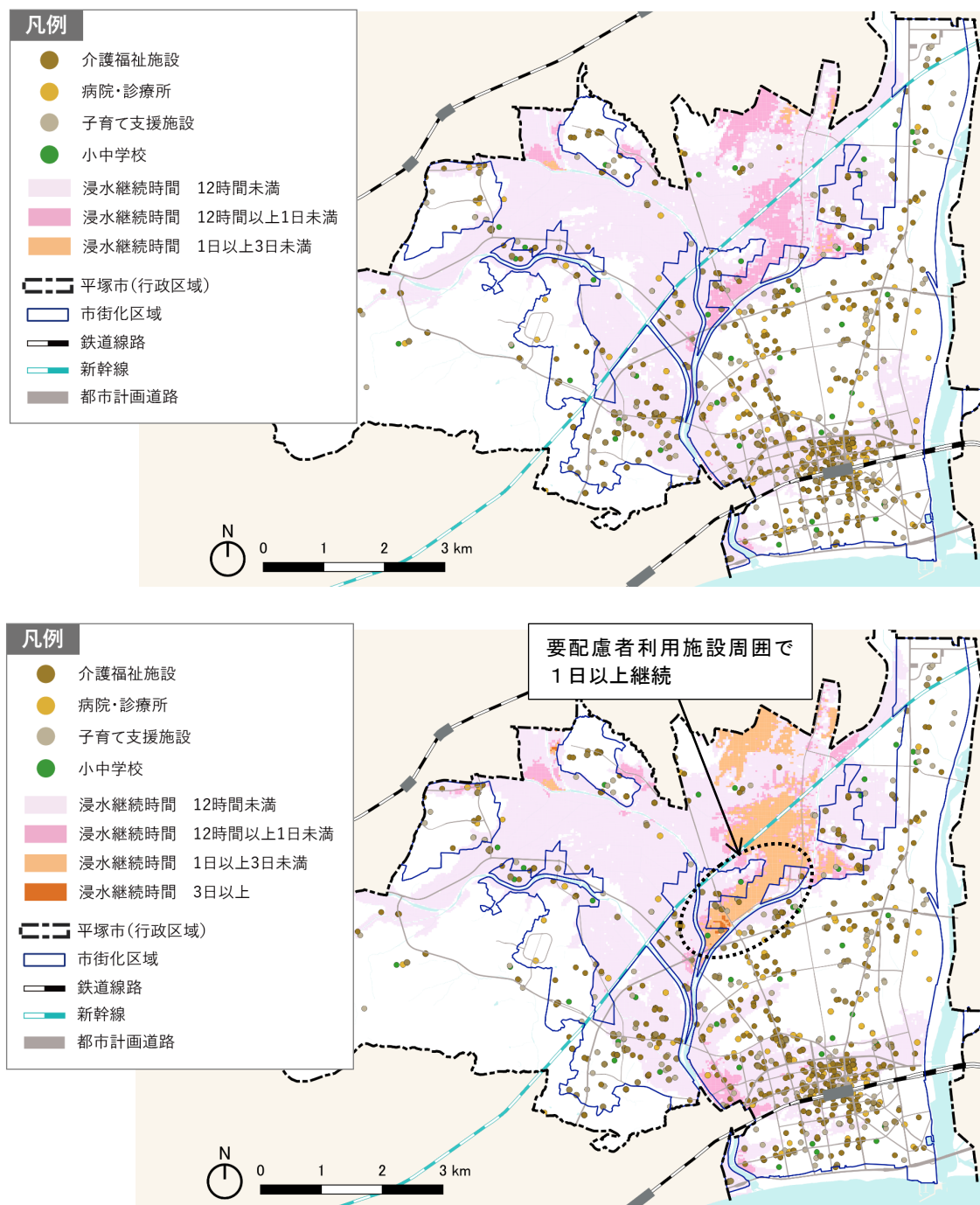
図 浸水継続時間（想定最大規模）と要配慮者利用施設



## b) 金目川水系

- ・ 想定最大規模で浸水継続時間が1日以上となる区域が渋田川以北に広くみられ、要配慮者利用施設内の備蓄や生活支援等の対策を促進することが必要です。
- ・ 要配慮者利用施設の屋内の安全確保にあわせて、人的被害が発生しないために機能継続できるよう設備等を整える必要があります。

図 浸水継続時間（上：計画規模 下：想定最大規模）と要配慮者利用施設

序章  
はじめに第一章  
平塚市の特性と課題第二章  
立地適正化と拠点  
まちづくりの方針第三章  
都市機能・居住の誘導第Ⅳ章  
防災指針第Ⅴ章  
実現化の戦略第Ⅵ章  
目標及び進捗管理

## 【家屋倒壊等氾濫想定区域×木造建物、要配慮者利用施設】

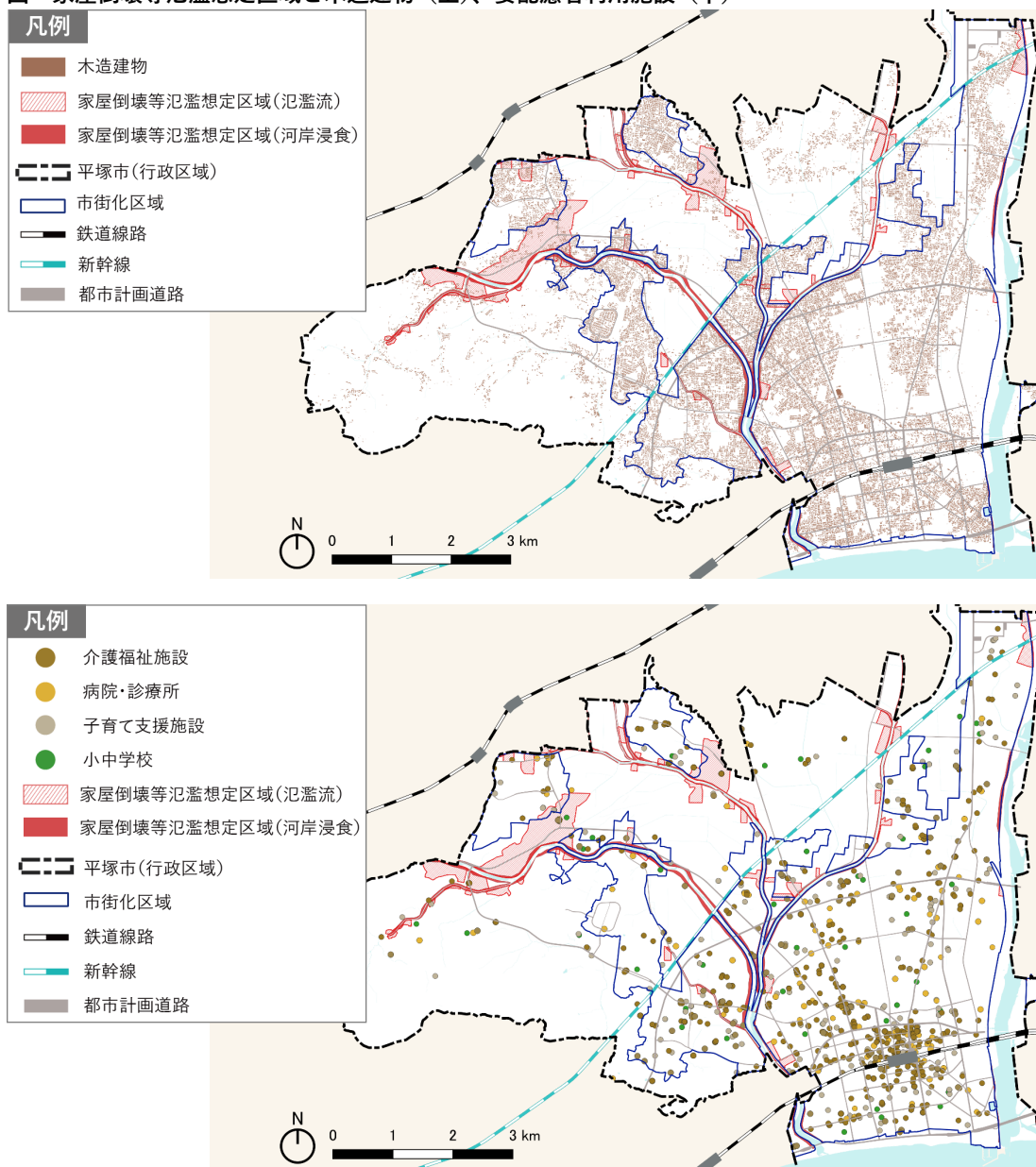
## a) 相模川水系

- ・相模川の堤防の一部に河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域がみられます。
- ・大神に氾濫流の想定区域が分布し、区域内には木造建物がみられ、建物の倒壊・流出のおそれがあるため、屋外への早急な避難が必要です。

## b) 金目川水系

- ・金目川水系の河川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広く分布しており、区域内には木造建物が多くみられ、建物の倒壊・流出のおそれがあるため、屋外への早急な避難が必要です。
- ・河内や南原周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域付近に要配慮者利用施設などが立地し、施設周囲での建物流出等のおそれがあり、施設内の備蓄や生活支援、施設の構造補強等の対策を促進することが必要です。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域と木造建物（上）、要配慮者利用施設（下）

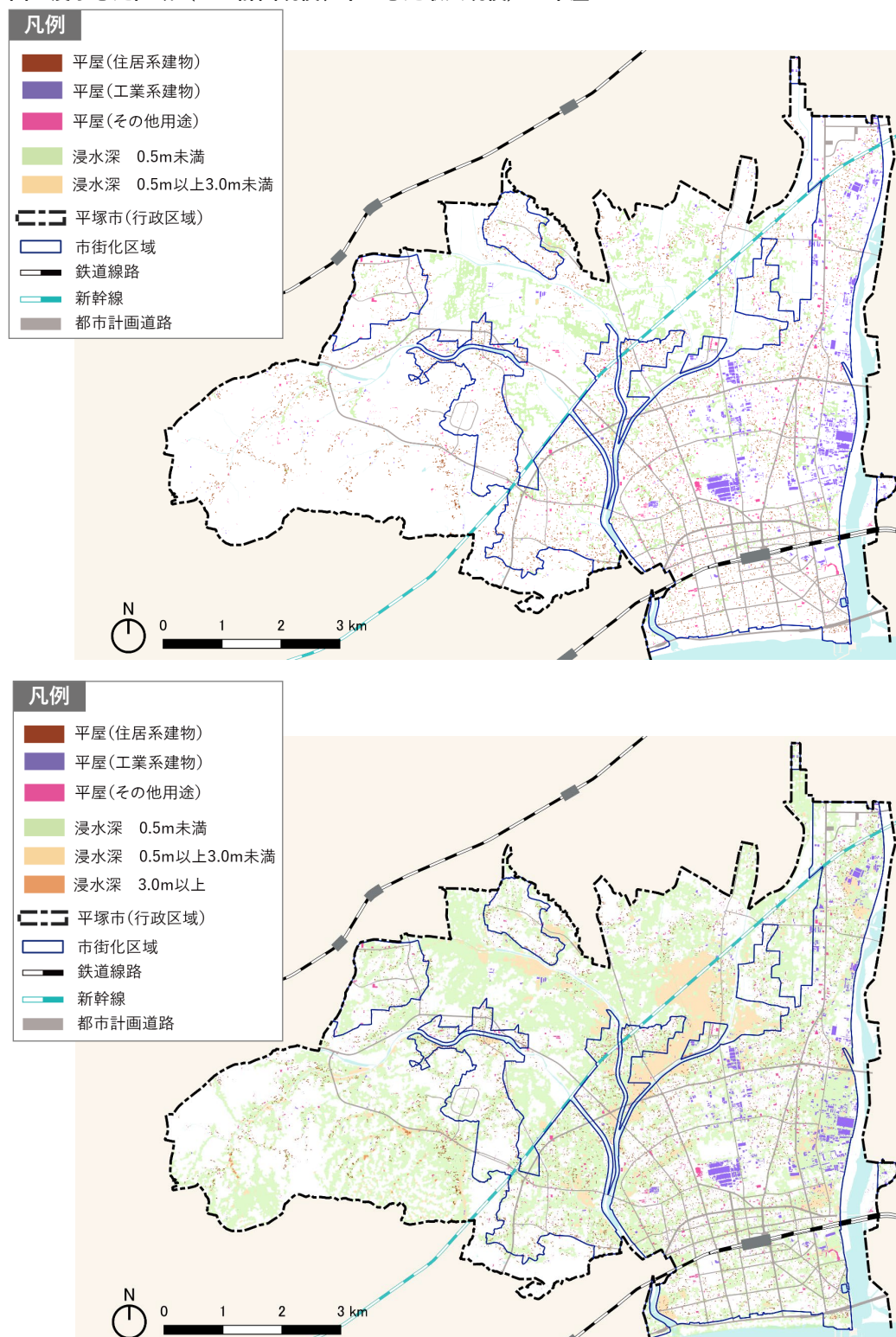


## ②内水

## 【浸水の深さ×平屋・建物用途】

- ・ 想定最大規模で浸水深 0.5m以上の区域には平屋も少なくなく、屋外への早期避難や、敷地や建物への浸水対策などが必要です。
- ・ 浸水対策の強化とともに、工場の生産機能等の安全性確保など事業者等との連携した取組が重要となります。

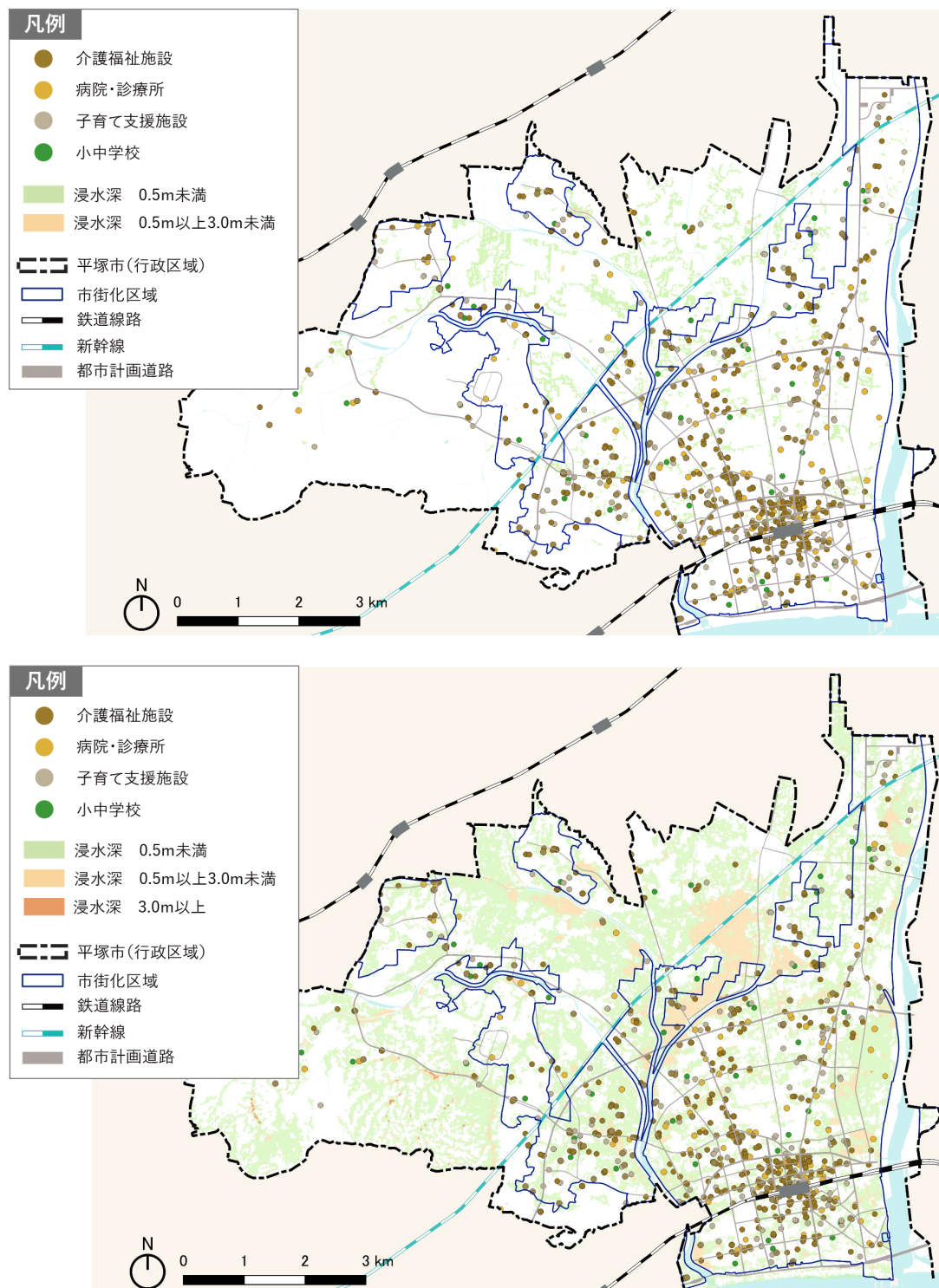
図 浸水想定区域（上：計画規模、下：想定最大規模）と平屋



## 【浸水の深さ×要配慮者利用施設】

- ・計画規模では浸水深 0.5m未満の区域が市街地内で点在してみられます。
- ・想定最大規模では浸水深 0.5m未満の区域が市全域に広がり、浜田川右岸、長持、徳延、撫子原付近に浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域がみられ、一般的な家屋の床上浸水による被害が想定されます。また、要配慮者利用施設も多く、各施設での浸水対策や床上浸水への備えが必要です。

図 浸水想定区域（上：計画規模、下：想定最大規模）と要配慮者利用施設

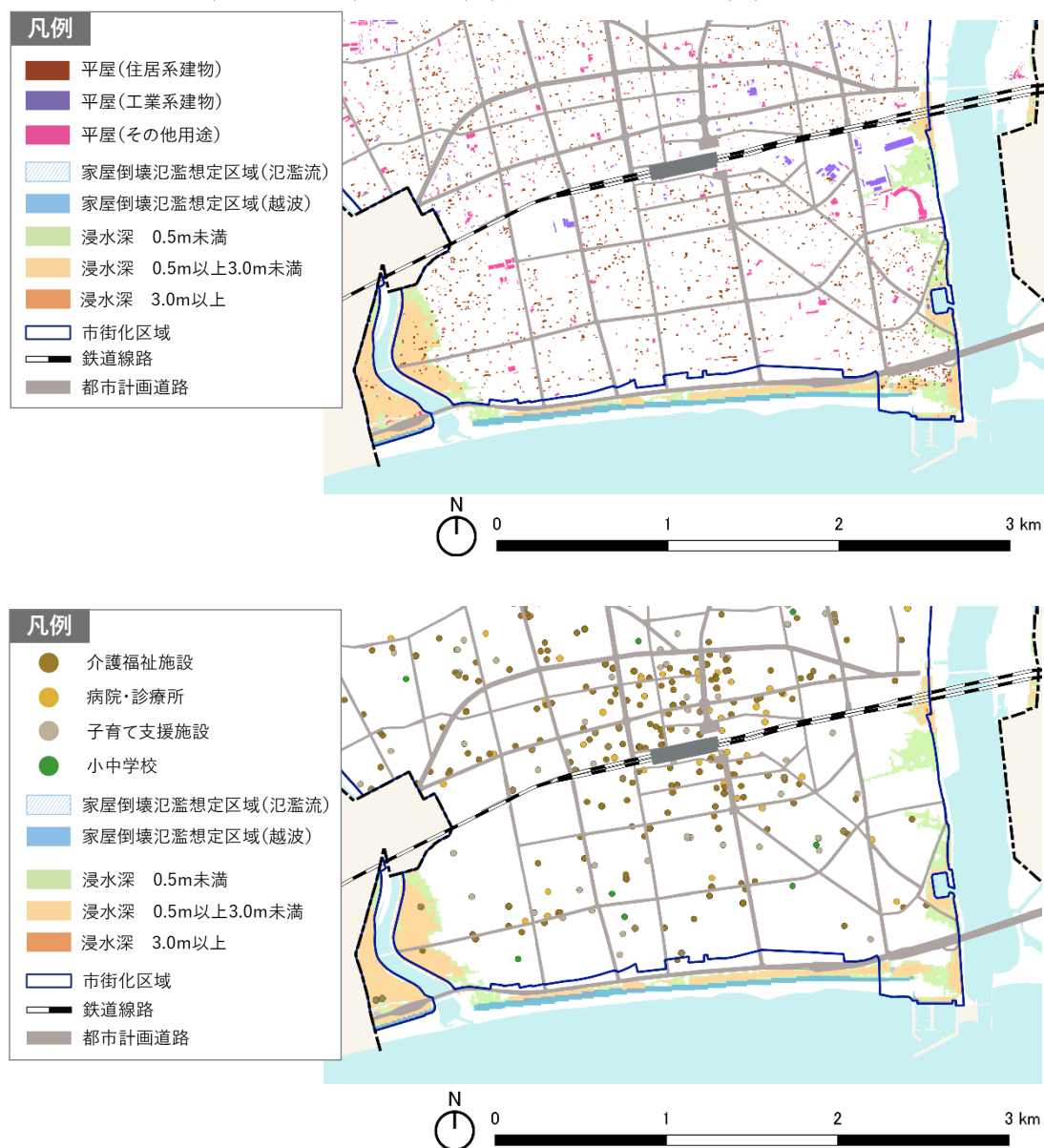


## ③高潮

## 【浸水の深さ×平屋・建物用途、要配慮者利用施設】

- ・ 浸水深 3.0mを超えるエリアはみられませんが、沿岸部や相模川・金目川の河口部に浸水深 0.5m以上の区域がみられ、河口部に広がる住宅市街地における床上浸水による被害が想定されます。また、海岸部には浸水区域や家屋倒壊等氾濫想定区域がみられます。
- ・ 河口部の浸水深 0.5m以上の区域には平屋が立地するなど低層建物が多いエリアであり、迅速な避難行動ができるよう行動計画や避難経路の確保など、地区での防災の取組が重要です。

図 浸水想定区域（想定最大規模）と平屋（上）、要配慮者利用施設（下）

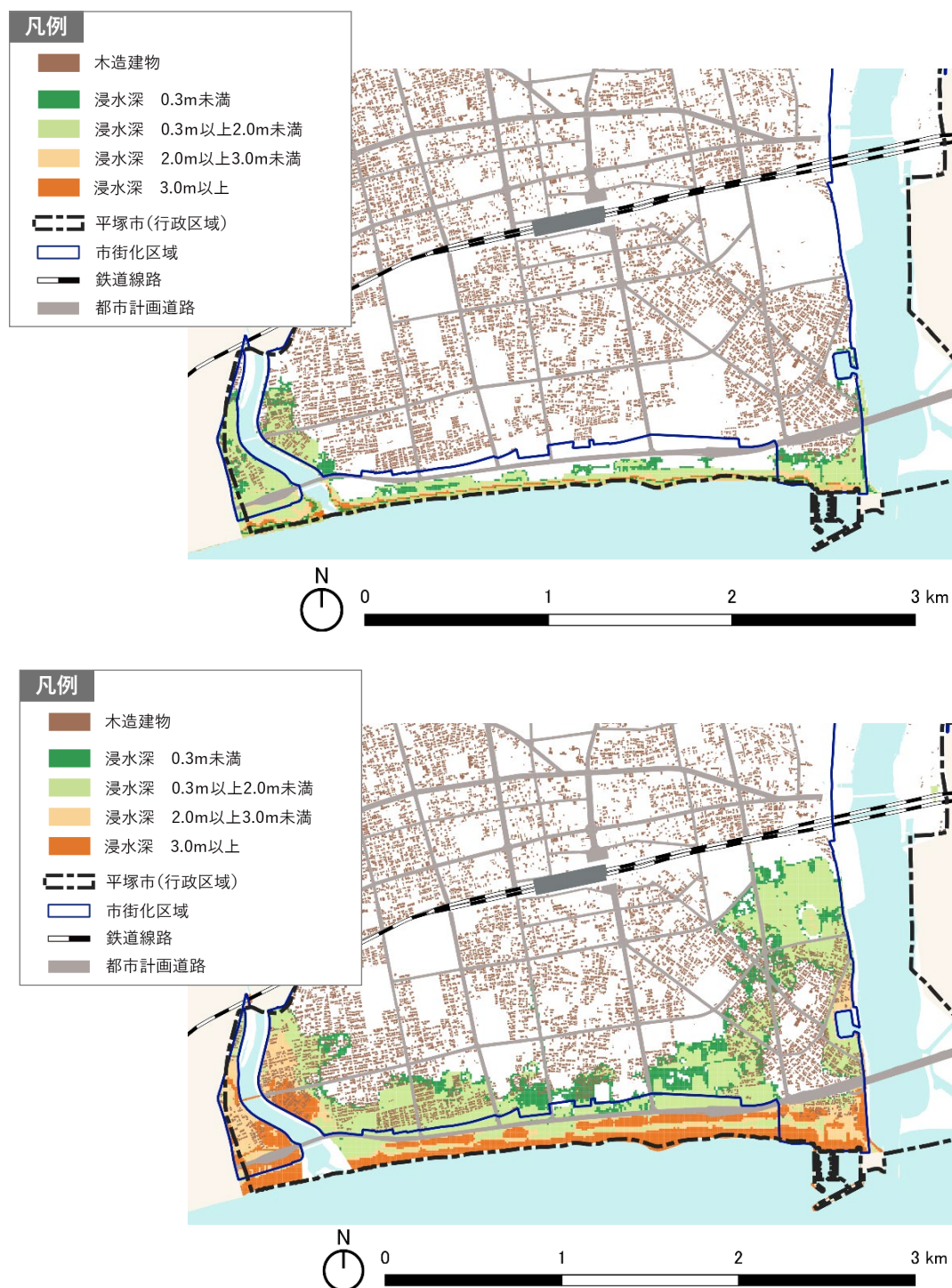


## ④津波

## 【浸水の深さ×木造建物】

- ・ 想定最大規模では、金目川・相模川の河口部などで浸水深 2.0m 以上の区域がみられ、木造建物の倒壊・流出のおそれがあります。
- ・ 津波発生から到達までの想定時間を考慮し、津波避難ビル等への避難だけでなく、浸水想定区域外への水平避難等による避難の実効性の確保や浸水被害の軽減策等が必要です。

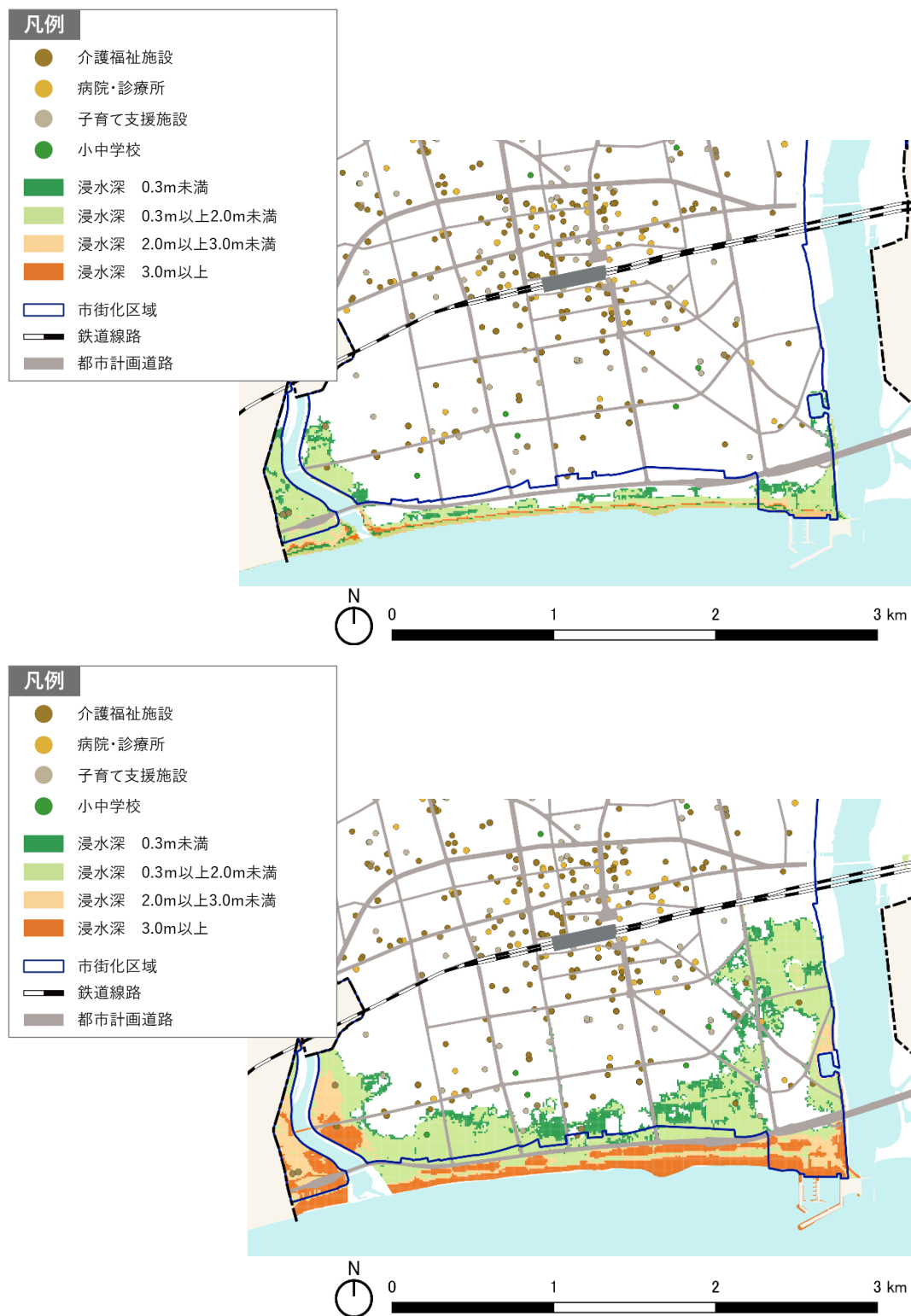
図 浸水想定区域（上：計画規模、下：最大想定規模）と木造建物



## 【浸水の深さ×要配慮者利用施設】

- ・計画規模では、市街地への影響はあまりみられません、相模川・金目川の河口部では0.3m以上の区域が広がり、屋外への避難が困難になることが想定されます。
- ・想定最大規模では、浸水深0.3m以上の区域に要配慮者利用施設が立地し、施設内での備蓄や生活支援等の対策を促進することが重要です。

図 浸水想定区域（上：計画規模、下：想定最大規模）と要配慮者利用施設

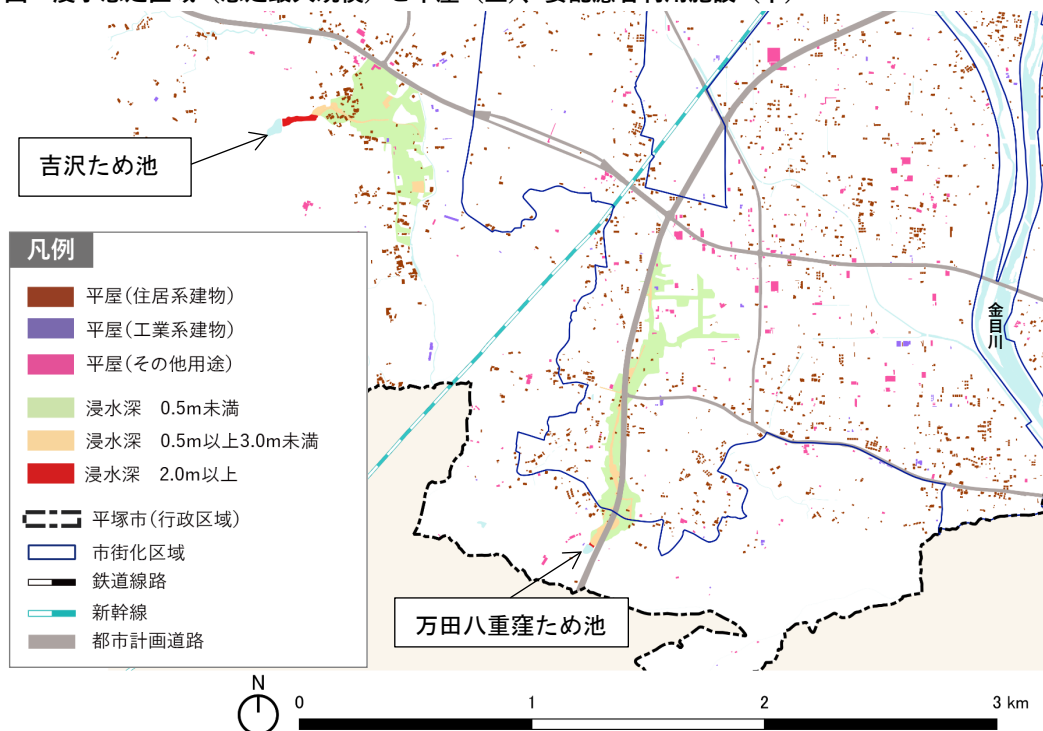
序章  
はじめに第一章  
平塚市の特性と課題第二章  
立地適正化と拠点  
まちづくりの方針第三章  
都市機能・居住の誘導第四章  
防災指針第五章  
実現化の戦略第六章  
目標及び進捗管理

### ⑤ため池決壊による浸水

#### 【浸水の深さ×平屋・建物用途、要配慮者利用施設】

- ・市内では2か所のため池の決壊による浸水被害が想定されており、浸水想定区域はため池から500～1,000m離れたエリアに及びます。
- ・万田八重窪ため池からの浸水では、浸水深は大きくないものの万田、出縄等の市街地に広く影響することが想定されています。

図 浸水想定区域（想定最大規模）と平屋（上）、要配慮者利用施設（下）

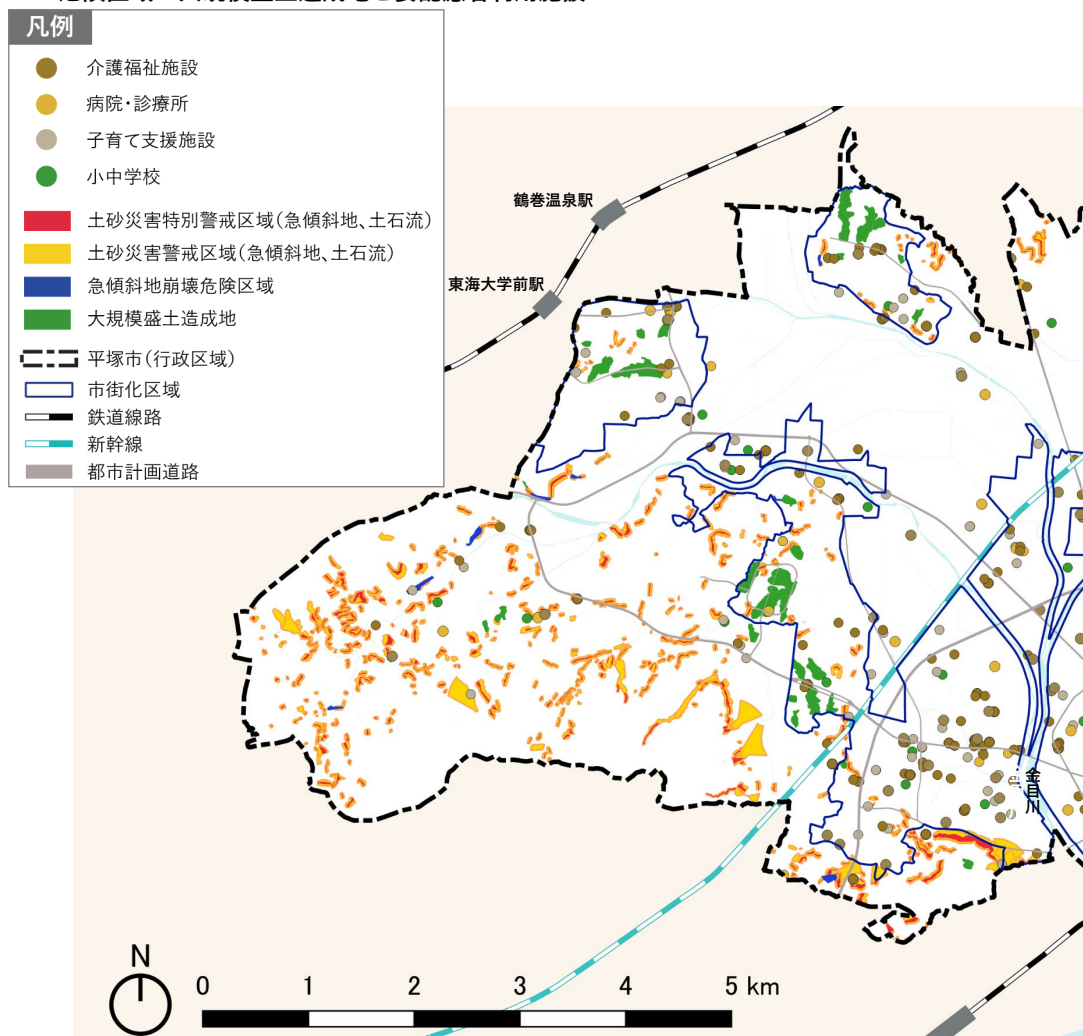


## ⑥土砂災害

## 【土砂災害×要配慮者利用施設】

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、市西部の市街化調整区域の集落地周辺に広く点在しており、一部では急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。
- ・ふじみ野や北金目、めぐみが丘、日向岡など丘陵地の計画開発住宅地内の一部にも土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、急傾斜地崩壊危険区域がみられます。施設整備等による対策に加え、避難体制等の対策や危険箇所の土地利用・開発行為の規制などにより総合的に取り組むことが重要です。
- ・丘陵地の計画開発住宅地内には大規模盛土造成地がありますが、令和2（2020）年度の調査では危険な箇所は見当たらず、経過観察を続けていく予定としています。
- ・土砂災害により道路が分断されるなどのおそれがあり、備蓄や避難体制の強化が重要です。

図 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地と要配慮者利用施設

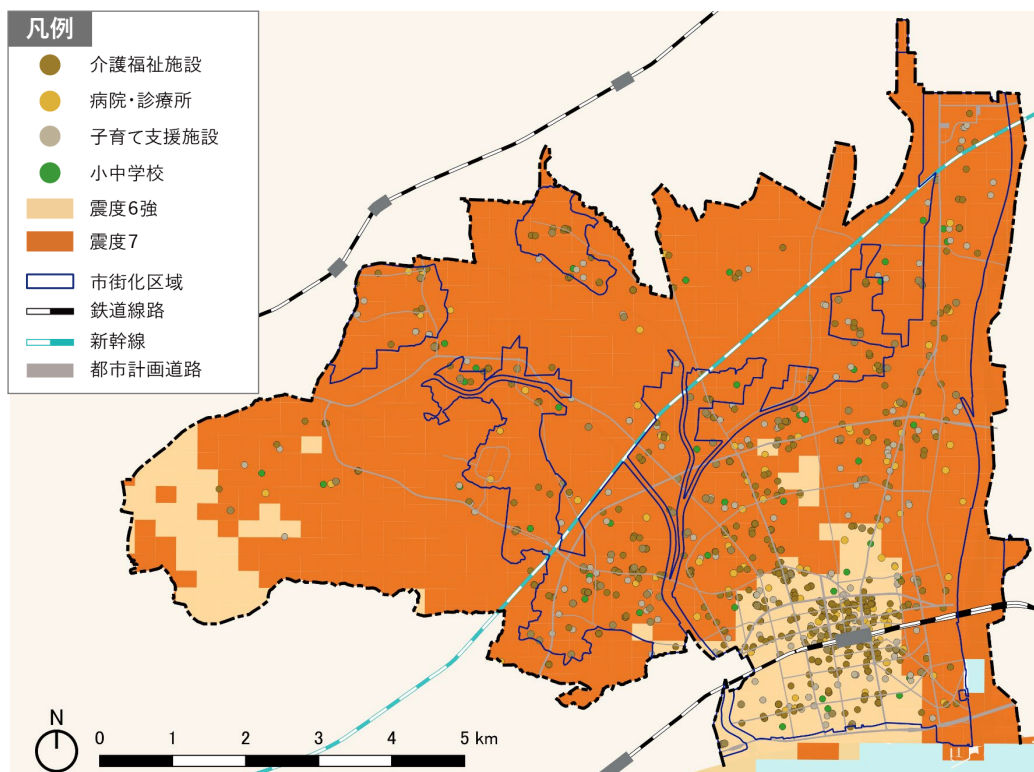


## ⑦地震

### 【揺れやすさ×要配慮者利用施設】

- ・地形や地盤等の状況から、市域の大部分で震度7が想定されており、主要な都市機能が集積する平塚駅周辺の市街地は震度6強が想定されています。
- ・市全域で震度6強以上が想定されるため、要配慮者利用施設などの耐震性の向上や建物内における安全性確保に備えていく必要があります。
- ・旧耐震基準以前の住宅等について、耐震改修など建築物の安全対策を進めていく必要があります。

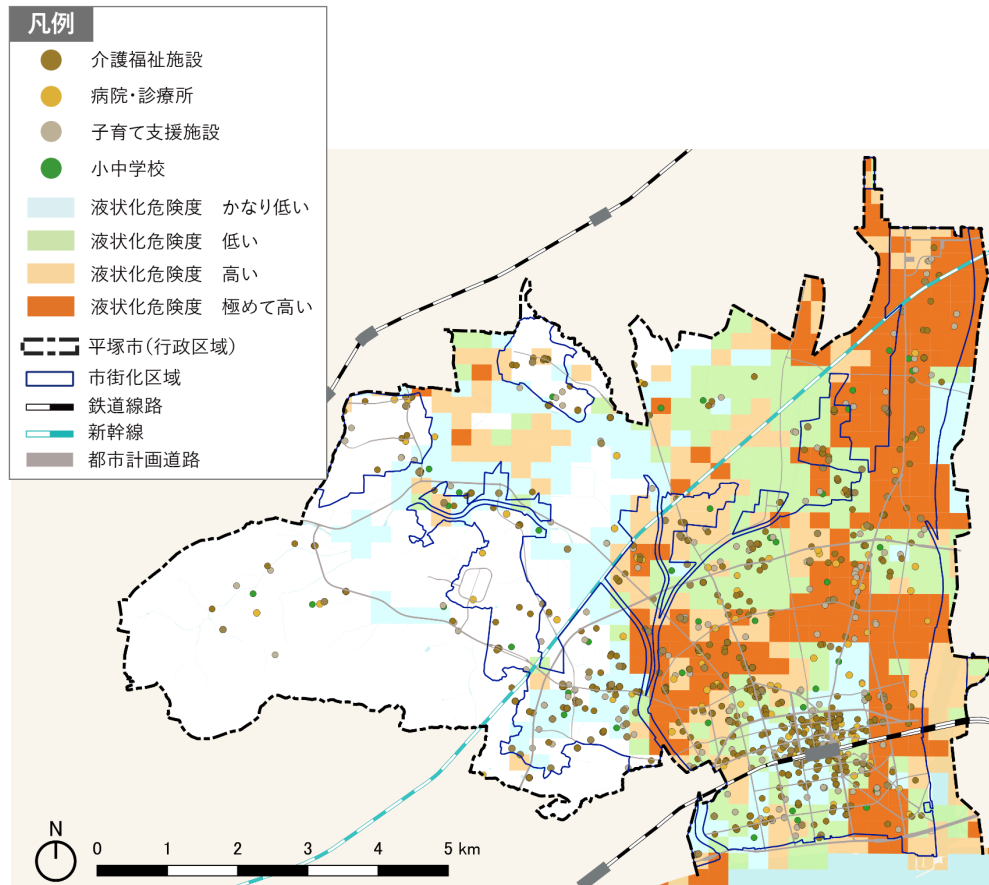
図 地震（大正型関東地震想定）による揺れやすさと要配慮者利用施設



## 【液状化の危険度×要配慮者利用施設】

- ・地震による液状化の可能性がある地域は市内に広く分布し、特に相模川の後背地などは危険度が極めて高いことが想定されています。
- ・危険度が高い地域では、地盤沈下や地下埋設物の崩壊など道路等のインフラの被害が想定されます。
- ・市街地内には、要配慮者利用施設をはじめ様々な都市機能が集積するため、液状化についての知識を深め、地盤沈下等に伴う建物被害へ備えておくことが重要です。

図 地震（大正型関東地震想定）による液状化の危険度と要配慮者利用施設

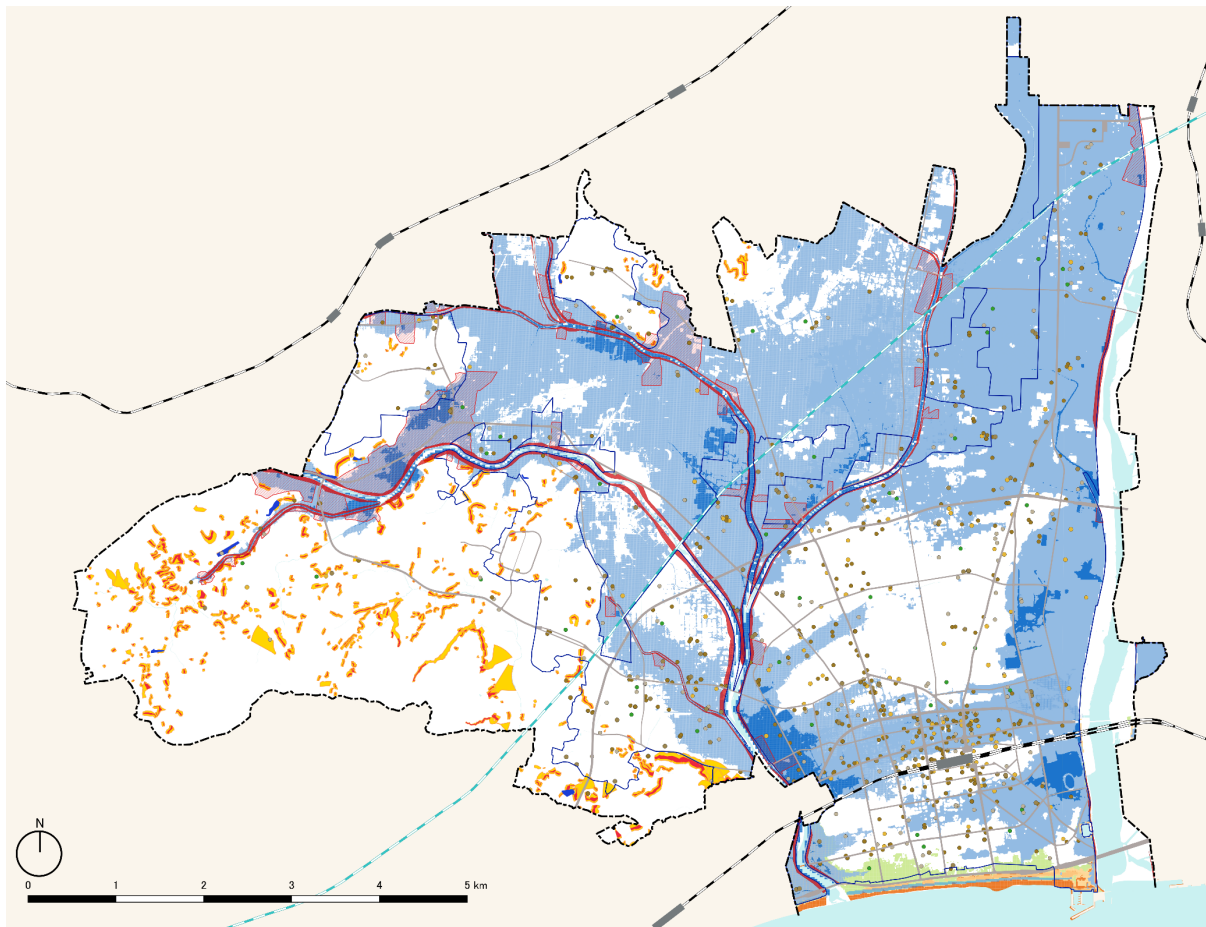


## ⑧課題のまとめ

- ・災害の種類ごとの現状を踏まえ、リスクの高い地区や防災対策等に関する課題を整理します。

| 災害種別 |     | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浸水   | 洪水  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川沿いや金目川水系の各河川沿いの広範囲が浸水し、建物1階部の床上浸水のおそれがあり、平屋など早期避難等対策が必要です。</li> <li>・国道1号沿道の都市機能が集積する地域が浸水想定区域であり、インフラ等整備とともに、商業・業務施設や要配慮者利用施設など各種施設の浸水対策を進めることが必要です。</li> <li>・金目川水系の各河川沿いでは氾濫流などによる家屋倒壊等のおそれがあり、屋外への早期避難等対策が必要です。</li> <li>・金目川・鈴川・渋田川が合流する地域は家屋倒壊等のおそれがあり、また、河川に囲まれ避難が困難であるため、河川等インフラの防災対策が必要です。</li> </ul> |
|      | 内水  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模での浸水想定区域は、相模川沿いや金目川沿いの各河川沿いの市街地に広くみられ、インフラ等整備とともに、宅地内の浸水対策など個々の取組を進めることが必要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
|      | 高潮  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の国道134号以南や金目川河口部は浸水深が大きく、防潮堤整備等とともに、早期避難等対策が必要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | 津波  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の国道134号以南や金目川河口部は浸水深が大きく、家屋倒壊等のおそれがあり、早期避難等対策が必要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 |
|      | ため池 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池の下流部で広く浸水するおそれがあり、ため池の点検や補修等の維持管理が重要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 土砂   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北西部の丘陵地に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が点在しています。土砂災害発生時に道路が分断されるおそれがあり、集落や計画開発住宅地において備蓄や避難体制の強化が重要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| 地震   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れやすさが高い地域が広がっており、旧耐震基準の建築物の耐震改修など、個々の建築物の安全対策が重要です。</li> <li>・平野部全域に液状化の危険度があり、特に相模川の後背地や金目川沿い等で危険度が高く、道路等のインフラ被害や建物被害などへの対策が求められます。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |

図 各種災害ハザードの分布（想定最大規模での災害による被害の想定範囲）



凡例

- |                |              |                        |
|----------------|--------------|------------------------|
| ● 介護福祉施設       | 高潮による浸水想定区域  | 土砂災害                   |
| ● 病院・診療所       | 0.5m以上3.0m未満 | ■ 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地、土石流) |
| ● 子育て支援施設      | 3.0m以上       | ■ 土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)   |
| ● 小中学校         |              | ■ 急傾斜地崩壊危険区域           |
| 洪水による浸水想定区域    | 家屋倒壊等氾濫想定区域  | --- 平塚市(行政区域)          |
| ■ 0.5m以上3.0m未満 | ■ 洪水(氾濫流)    | ■ 市街化区域                |
| ■ 3.0m以上       | ■ 洪水(河岸浸食)   | — 鉄道線路                 |
| 津波による浸水想定区域    | ■ 高潮(氾濫流)    | — 新幹線                  |
| ■ 0.3m以上2.0m未満 | ■ 高潮(越波)     | — 都市計画道路               |
| ■ 2.0m以上3.0m未満 |              |                        |
| ■ 3.0m以上       |              |                        |

※内水による浸水想定は洪水の浸水想定に概ね包含されるため表示していない

序章  
はじめに

第Ⅰ章  
平塚市の特性と課題

第Ⅱ章  
立地適正化と拠点  
まちづくりの方針

第Ⅲ章  
都市機能・居住の誘導

第Ⅳ章  
防災指針

第Ⅴ章  
実現化の戦略

第Ⅵ章  
目標及び進捗管理

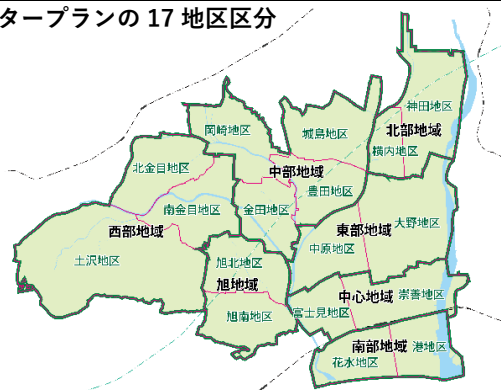
## コラム 地区ごとの災害リスク

災害の備えは、自分自身や家族、身近な地域で取り組むこと（自助・共助の取組）が重要です。ここでは身近な地域として捉える基礎的な広さとして都市マスタープランに示す17地区別に災害リスクを整理しています。

| 地域   | 地区                     | 災害リスク                                                                       |
|------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 中心地域 | 崇善地区（崇善、松原）            | 相模川・金目川両水系における洪水による浸水想定区域が、平塚駅周辺など都市機能が集積する地域にある。                           |
|      | 富士見地区（富士見）             | 洪水による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、特に浸水深が大きい区域には住宅地が形成され、木造の平屋住宅も少なくない。             |
| 南部地域 | 港地区（港）                 | 洪水による浸水想定区域と、津波による家屋倒壊の想定範囲を含む浸水想定区域に木造の平屋が立地する。また、平塚競輪場周辺は洪水による浸水深が大きい。    |
|      | 花水地区（なでしこ、花水）          | 洪水による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、高潮による浸水想定区域、津波による家屋倒壊の想定範囲を含む浸水想定区域があり、低層の住宅地が位置する。 |
| 東部地域 | 大野地区（真土、四之宮、八幡）        | 洪水による浸水想定区域が広範囲にわたり、大規模工場群が位置する。                                            |
|      | 中原地区（中原、南原、伊勢山、東中原、大原） | 洪田川沿いや南原付近に洪水による浸水想定区域があり、住宅市街地に加え市民病院など主要な都市機能が位置する。                       |
| 北部地域 | 神田地区（大神、田村）            | 洪水による浸水想定区域が広範囲にわたり、工場や国道129号沿いの主要な都市機能が位置する。                               |
|      | 横内地区（横内、横内団地）          | 洪水による浸水想定区域に住宅団地等が位置する。                                                     |
| 中部地域 | 城島地区（城島）               | 洪水による浸水想定区域が広がり、北部に一部土砂災害警戒区域等が位置する。                                        |
|      | 豊田地区（豊田）               | 洪水による浸水想定区域が広範囲にわたり、低層の住宅地が位置する。河川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が位置する。                     |
|      | 岡崎地区（岡崎）               | 計画開発住宅地付近に土砂災害警戒区域等が分布し、平野部は浸水想定区域が広がる。                                     |
|      | 金田地区（金田）               | 河川合流部で洪水による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域がある。                                           |
| 旭地域  | 旭北地区（旭北）               | 洪水による浸水想定区域があり、住宅地が広がる。                                                     |
|      | 旭南地区（旭南）               | 洪水による浸水想定区域があり、住宅団地をはじめ市街地が広がる。南部の丘陵部には土砂災害警戒区域等がある。                        |
| 西部地域 | 北金目地区（金目）              | 大根川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域がある。                                                |
|      | 南金目地区（金目）              | 洪水による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲にわたり、住宅地等が分布する。                                  |
|      | 土沢地区（土屋、吉沢）            | 集落地付近に土砂災害警戒区域等が点在する。                                                       |

図 都市マスタープランの17地区区分

※地区名称の（ ）内は地区連合会名称



### 3 防災まちづくりの方針

#### (Ⅰ) 基本的な取組の方針

##### ① 基本方針

- ・本市は、平塚駅を中心に発展し、駅周辺には主要な都市機能が集積しています。沿岸部や河川沿いの平野部には市街地が広がり、北西部の丘陵地には集落地や計画開発住宅地が位置します。平野部では洪水や津波、丘陵地では土砂災害などのリスクがあり、特に平野部の水害のリスクがあるエリアは広範囲にわたります。
- ・多様な都市活動が行われる市街地において、リスクの高さに応じて、被害対象を減少させるための取組（リスク回避）、災害発生の抑制・被害の軽減・早期復旧・復興のための取組（リスク低減）を総合的に推進することにより、災害リスクを踏まえた安心・安全なまちづくりを目指します。
- ・想定される水害や土砂災害で、住宅の倒壊・流出の危険性がある等、災害リスクが高く甚大な被害を受ける危険性が高い範囲に対しては、居住誘導などのリスクの回避により「生命」と「財産（住居）」を守るための対策を推進します。
- ・床上浸水等の一定のリスクがあり、被害を受けるおそれのある範囲に対しては、リスクの内容に応じて、ハード面での対策や適切な避難行動により「生命」を守るための対策を基本とし、住居や経済活動に係る被害の軽減、早期復旧・復興など防災・減災対策を推進します。

| 災害リスク                      | 取組の方針                |                                                                    |
|----------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 災害リスクが高く、甚大な被害を受ける危険性が高い範囲 | <b>災害リスクの回避</b>      | 被害対象を減少させるための取組<br>取組例：新規立地の規制、移転の促進 など                            |
| 一定のリスクがあり、被害を受けるおそれのある範囲   | <b>災害リスクの低減（ハード）</b> | 災害を防ぐ・減らすための取組<br>取組例：河川や下水道等のインフラ整備 など                            |
|                            | <b>災害リスクの低減（ソフト）</b> | 被害の軽減、早期復旧・復興のための取組<br>取組例：災害情報の周知・啓発、避難・地域の防災活動の支援、事業継続計画の策定支援 など |

## ②災害配慮重点区域の設定と居住の誘導

- ・災害リスクの高いエリアを除き居住誘導区域を設定していますが、居住誘導区域内においても、想定し得る最大規模での災害においては甚大な被害を受けるおそれがある等、一定以上のリスクが含まれています。
- ・一定以上のリスクが含まれる居住誘導区域内における想定最大規模で浸水が深い範囲と土砂災害警戒区域に加え、居住誘導区域外とした災害リスクが高いエリアについて、災害リスクの認知度の向上や安全に配慮した居住方法の理解促進を図るための防災に関する周知・啓発等を重点的に行う区域として、本市独自の「災害配慮重点区域」を市街化区域内に設定し、取組を進めます。
- ・災害配慮重点区域には、被害想定が最も大きい「想定最大規模」での浸水において住宅の２階以上への浸水被害や家屋倒壊等の危険性がある範囲と、土砂災害のおそれのある範囲を含めます。

表 災害配慮重点区域の設定

| 災害種別・区域 |            |                       | 区域設定に係る基準  | 区域設定の考え方             |                           |
|---------|------------|-----------------------|------------|----------------------|---------------------------|
|         |            |                       |            | 災害配慮重点区域に含める区域       | 居住誘導区域に含めない区域             |
| 浸水      | 洪水         | 浸水想定区域                | 浸水深 3 m 以上 | 想定最大規模での該当区域         | 計画規模での該当区域                |
|         |            | 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流） | —          | 想定最大規模での該当区域（当該区域全域） |                           |
|         | 内水         | 浸水想定区域                | 浸水深 3 m 以上 | 想定最大規模での該当区域         | 計画規模での該当区域                |
|         | 高潮         | 浸水想定区域                | 浸水深 3 m 以上 | 想定最大規模での該当区域         |                           |
|         |            | 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、越波）   | —          | 想定最大規模での該当区域（当該区域全域） |                           |
|         | 津波         | 浸水想定区域                | 浸水深 2 m 以上 | 想定最大規模での該当区域         | 計画規模での該当区域                |
| 土砂      | 土砂災害警戒区域   |                       | —          | 当該区域全域               | —                         |
|         | 土砂災害特別警戒区域 |                       | —          | 当該区域全域               |                           |
|         | 急傾斜地崩壊危険区域 |                       | —          | 当該区域全域               | 当該区域全域<br>※対策工事実施済みの場合含める |
|         | 災害危険区域     |                       |            |                      |                           |

図 災害配慮重点区域と居住誘導区域

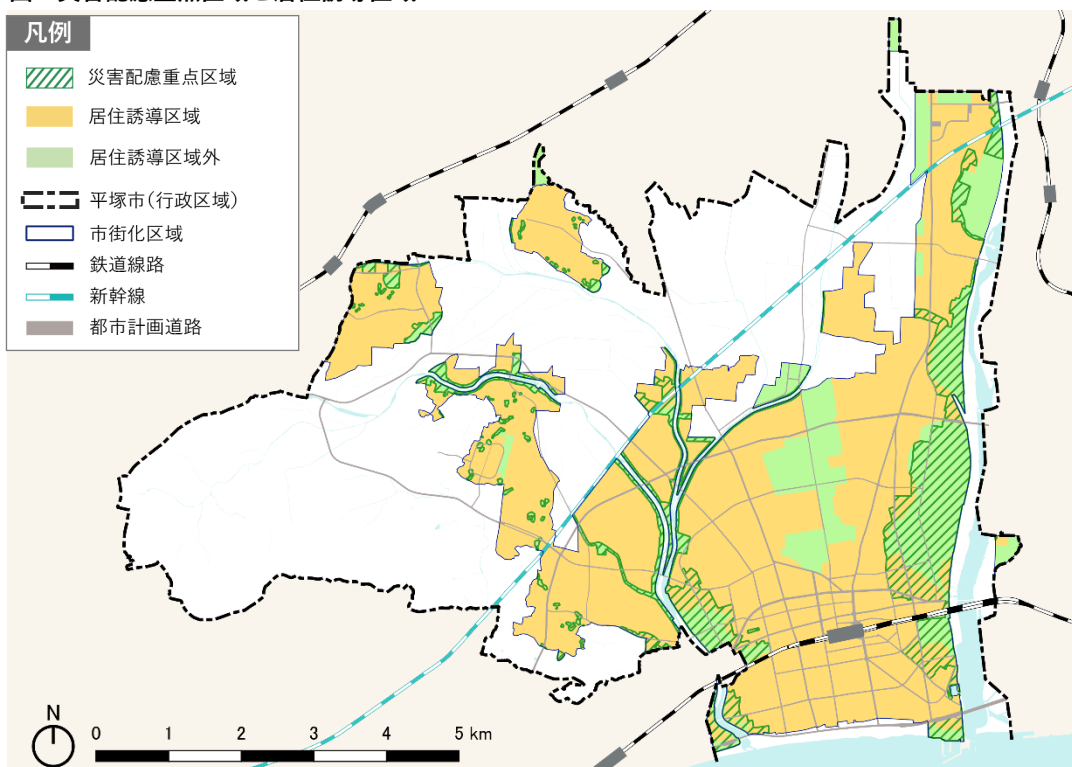


表 災害配慮重点区域のエリア特性と居住誘導

| 災害リスク                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 区域                                                                                                                                                                                                                                                                     | 居住誘導区域    | エリアの特性と居住誘導                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 100px; background: linear-gradient(to top, red, orange, yellow); margin-right: 5px;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害リスク</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="color: red; font-weight: bold; font-size: 2em;">↑</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">高</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="color: red; font-weight: bold;">低</div> </div> | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; background: linear-gradient(to top, red, orange, yellow); margin-right: 5px;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害配慮重点区域</div> </div> | 誘導区域外<br> | 水害や土砂災害により、家屋倒壊や浸水深3 m以上となる可能性があり、安全な住宅や避難方法等の災害リスクを踏まえた住まい方の理解を深めるとともに、居住誘導区域への緩やかな移転を促すエリア |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 誘導区域内<br> | 想定し得る最大規模の水害において、居住誘導区域外と同程度の被害が想定されるため、安全な住宅や避難方法等の災害リスクを踏まえた住まい方の理解促進とあわせて居住誘導を行うエリア       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 誘導区域内<br> | 水害による被害想定がない、又は床上浸水等の被害が想定されるため、災害リスクや有事の際の対応の理解促進とあわせて居住誘導を行うエリア                            |

※災害配慮重点区域内には第Ⅲ章の居住誘導区域の設定に係る「産業振興に係るエリア」も含んでおり、産業面での災害リスクや対応の理解促進を図る。

序章  
はじめに第Ⅰ章  
平塚市の特性と課題第Ⅱ章  
立地適正化と拠点  
まちづくりの方針第Ⅲ章  
都市機能・居住の誘導第Ⅳ章  
防災指針第Ⅴ章  
実現化の戦略第Ⅵ章  
目標及び進捗管理

## (2) 取組の方針

### 【災害種別ごとの取組の方向性】

#### ①洪水対策の方向性

- ・浸水深が大きいエリアや浸水継続時間が長期にわたるエリアに対し、居住や土地利用にあたっての災害リスクの周知・啓発や対応方針に関する情報提供などを行います。また、要配慮者利用施設の避難対策等の支援や、必要に応じて中長期的な視点から土地利用の制度活用や立地の誘導など、地域の状況に応じた対策を検討します。
- ・国・県・市の連携・協力により、河川改修等ハード面での対策の促進や適切な維持管理に努めます。
- ・避難地・避難路の整備による浸水想定区域外への避難に加え、浸水想定区域内の在宅避難を組み合わせた避難環境を整えます。
- ・国・県・市・企業・地域住民との連携・協力により、都市基盤や建築物等の耐水化等を推進し、主要な都市機能における浸水時の機能継続や災害からの早期復旧ができる体制を整えます。
- ・農地や山林が持つ保水や遊水の機能を活用し、河川への雨水の流出を抑制します。

#### ②内水対策の方向性

- ・既存の下水道管路施設やポンプ場施設の排水能力を最大限に活用するとともに、地区によって、河川管理者や流域自治体との連携により、排水機能を確保するための雨水貯留施設の整備など浸水対策を行います。
- ・土のうステーションの拡充など宅地内の浸水対策への支援を行います。

#### ③高潮対策の方向性

- ・相模川について、河川管理者の国による河川堤防の機能強化など、必要に応じた高潮対策を進めるため、連携を図ります。
- ・金目川について、河川管理者の県による河川整備などの治水対策とともに、必要に応じた高潮対策の検討を進めるため、連携を図ります。
- ・新港周辺における防潮堤の拡充等により防潮機能の確保に努めます。
- ・高潮浸水想定区域の住民に対する、高潮に対する知識の普及や避難行動の意識の向上を図るため、避難訓練の充実に努めます。

#### ④津波対策の方向性

- ・相模川について、河川管理者の国による河川堤防の機能強化など、必要に応じた津波対策を進めるため、連携を図ります。
- ・金目川について、河川管理者の県による河川整備などの治水対策とともに、必要に応じた津波対策の検討を進めるため、連携を図ります。
- ・新港周辺における防潮堤の拡充等により防潮機能の確保に努めます。
- ・避難路の確保や津波避難ビルの指定などにより、津波に強い地域づくりを進めます。
- ・津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、避難経路や避難に係る時間を把握するなど避難方法を身につけるとともに、津波からの早期避難意識を高めるため、避難訓練を実施します。

### ⑤土砂災害対策の方向性

- ・土砂災害の未然防止、被害の軽減を図るため、警戒避難体制の整備・強化や、県と連携した砂防関係施設等の整備を推進します。
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等では、都市計画制度をはじめとする規制・誘導手法により、住宅等の新規立地の抑制も含めた総合的な土砂対策を推進します。
- ・農地や山林の保全により土砂崩落防止対策を推進します。

### ⑥地震対策の方向性

- ・旧耐震基準の住宅や要配慮者が多く利用する大規模な施設など、耐震診断や耐震改修などを支援し、建築物の安全対策を促進します。
- ・木造住宅が密集する地域では、老朽木造住宅の耐震改修や除却などの支援方策の拡充を図るとともに、土地利用や建築等の規制誘導手法と組み合わせて防災性の向上や居住環境の改善を図ります。
- ・液状化の可能性のある地域では、災害リスクや必要な対策を情報提供することにより、新築の際の構造補強等の促進を図ります。
- ・下水道などのインフラ施設の耐震化や液状化対策の促進を図ります。
- ・緊急輸送道路等の機能確保に向けて、道路の無電柱化や沿道における建築物の耐震化等の促進を図ります。

### ⑦各災害に共通する対策の方向性

- ・ハザードマップの活用等により、災害リスクについて認知度向上を図り、防災意識の醸成に努めます。
- ・災害リスクの状況に応じて、個別避難計画の作成を支援します。
- ・ハード対策では対応しきれない災害に対して、防災訓練の実施など地域における避難体制の強化を図ります。
- ・被災後の市民生活、経済や行政機能の速やかな回復ができるよう災害対応体制の構築や訓練等により対応力を強化していきます。
- ・自治会等を単位とした地域ごとの防災活動を促進し、防災・減災に係る普及啓発等を行うことにより、地域の防災力向上を図ります。
- ・地区計画制度や開発許可制度などを活用した災害リスクを考慮した開発や建築の誘導を検討します。
- ・地区の防災・減災に係る建築や開発等のルールづくりなど、平塚市まちづくり条例の仕組み等を活かして支援します。
- ・地域活動の拠点となる公民館等の公共施設における防災機能の維持・強化を図ります。
- ・居住誘導区域外とした災害リスクが高いエリアについては、届出制度の活用等により居住誘導区域内への緩やかな立地誘導を図ります。

**【災害配慮重点区域における取組の方向性】**

- ・ 防災に関する周知・啓発等を行い、災害リスクの認知度の向上や安全に配慮した居住方法の理解促進を図るため、災害配慮重点区域を含む取組を一体的に推進します。
- ・ 当該区域内の居住誘導区域外では、立地適正化計画制度に基づく届出制度等を活用し、災害リスクの内容や居住誘導区域内への移転等も含めた対応方法の理解促進を図ります。また、居住誘導区域内では、災害リスクの内容に加えて、安全に配慮した住宅に関する情報や避難等の対応方法を知る機会を拡大し、防災意識の向上を図ります。
- ・ 河川や下水道等ハード整備を計画的に推進するとともに、地域での避難計画作成や防災活動の支援を行います。
- ・ 浸水等の被害が想定されるエリアの病院や介護福祉施設など要配慮者利用施設について、耐水対策の促進など有事の際でも機能継続できるよう支援します。
- ・ 浸水等の被害が想定されるエリアの大規模工場など、企業の耐水・浸水対策や事業継続計画（BCP）策定等を支援します。

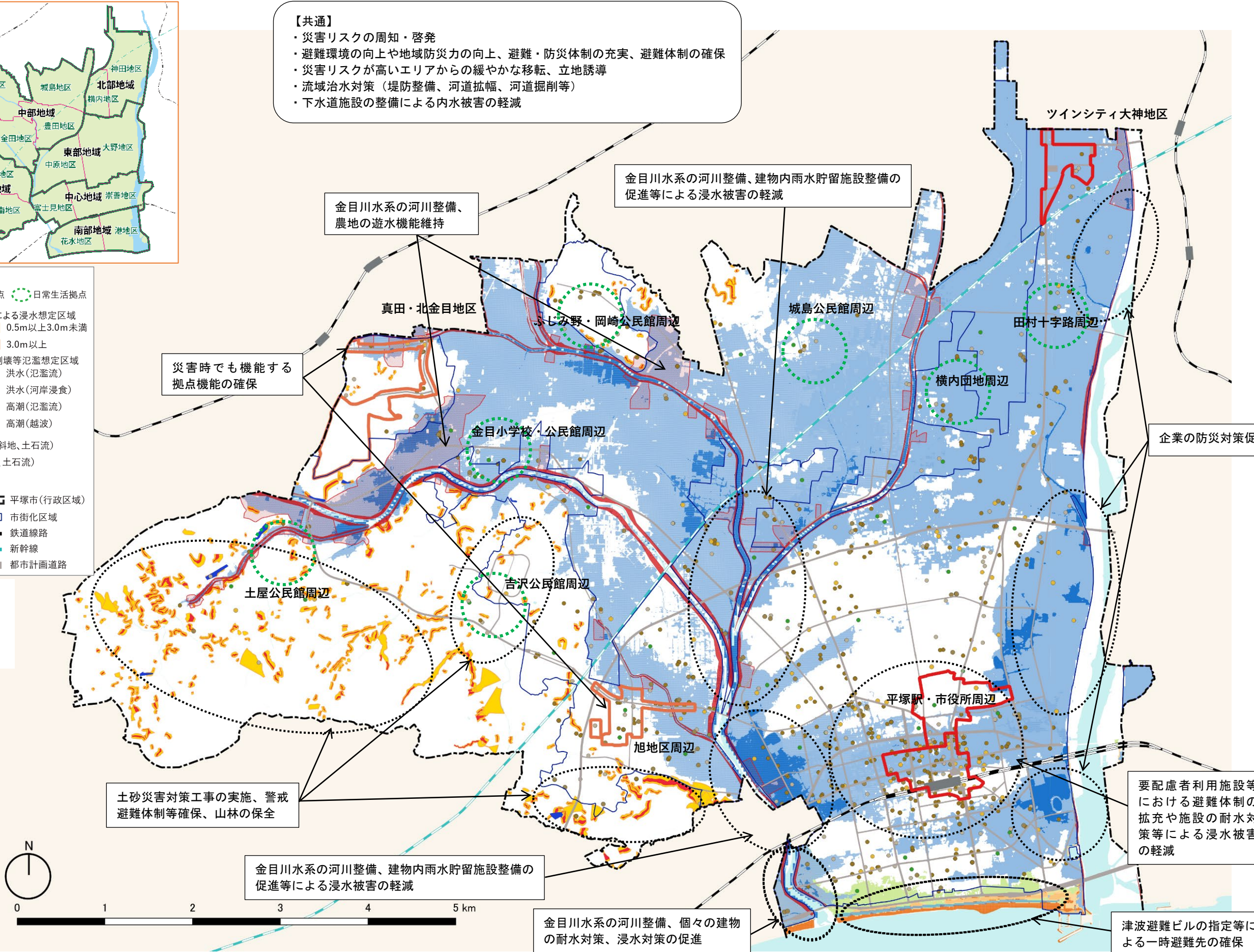
**【拠点における取組の方向性】**

- ・ 多様な都市活動や市民の暮らしを支える拠点においては、災害時における機能継続や早期復旧の実現を目指して取組を進めます。
- ・ 拠点まちづくりにあたって、浸水対策を促進するとともに、施設利用者の避難環境や備蓄の確保、耐水対策など、公民館等の公共施設や商業施設等における防災機能の強化により、災害時における生活拠点機能の確保を図ります。
- ・ 拠点で生活する人や利用する人など、地域の避難行動につながる意識向上の取組を進めます。

図 取組の方向性



※浸水に関しては想定最大規模の浸水想定を表示  
※内水による浸水想定は洪水の浸水想定に概ね包含されるため表示していない



## 4 具体的な取組

### (1) 具体的な取組

防災まちづくりの方針に基づき、災害リスクの回避・低減の主な取組について以下の表に整理します。

| 取組方針       | 施策           | 実施主体                               | 災害種別 |    |    |    |    |    | 実施時期の目標 |    |    |
|------------|--------------|------------------------------------|------|----|----|----|----|----|---------|----|----|
|            |              |                                    | 洪水   | 内水 | 津波 | 高潮 | 土砂 | 地震 | 短期      | 中期 | 長期 |
| リスク回避      | 建築物等の規制・立地誘導 | 法制度に基づく開発規制の実施                     |      |    |    |    | ○  |    |         |    |    |
|            |              | 届出・勧告による居住誘導区域への立地誘導               | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |         |    |    |
|            |              | 居住誘導区域への住宅移転の支援の検討                 | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |         |    |    |
| リスク低減(ハード) | 浸水対策         | 流域治水による総合的な浸水対策の促進                 | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |         |    |    |
|            |              | 相模川・金目川等の河川整備<br>(堤防整備、河道拡幅、河道掘削等) | ○    |    | ○  | ○  |    |    |         |    |    |
|            |              | 下水道施設(雨水)の整備                       |      | ○  |    |    |    |    |         |    |    |
|            |              | 防潮機能の確保                            |      |    | ○  | ○  |    |    |         |    |    |
|            |              | 要配慮者利用施設の浸水対策の支援                   | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |         |    |    |
|            |              | 宅地等の浸水対策の支援                        | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |         |    |    |
|            |              | 地区計画制度の活用等による浸水対策の検討               | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |         |    |    |
|            |              | 農林地の保全による土砂崩落防止や保水・遊水機能の確保         | ○    | ○  |    |    | ○  |    |         |    |    |
|            | 土砂災害防止対策     | 急傾斜地崩壊対策事業等による対策工事の実施              |      |    |    |    | ○  |    |         |    |    |
|            | 建築物の安全対策等    | 建築物の耐震性向上の支援                       |      |    |    |    |    | ○  |         |    |    |
|            |              | 公共施設の防災機能の維持・強化                    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            | インフラ整備       | インフラ施設の耐震化・液状化対策                   |      |    |    |    |    | ○  |         |    |    |
|            | 緊急輸送道路等確保    | 道路ネットワークの整備                        | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 無電柱化の促進                            | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            | 避難環境の向上      | 狭あい道路の拡幅等による避難路の整備                 | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 津波避難ビルの指定                          |      |    | ○  |    |    |    |         |    |    |
|            |              | 避難施設の機能強化                          | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 一時避難場所としてのオープンスペースの確保              |      |    | ○  |    | ○  | ○  |         |    |    |
|            | 復旧・復興対策      | 復興まちづくりの事前準備                       | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 地籍調査の推進                            | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
| リスク低減(ソフト) | 地域防災力の向上     | 防災訓練の実施                            | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 自主防災活動の促進                          | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | マイ・タイムライン(避難行動計画)作成支援              | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 地区防災計画等の作成支援                       | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 避難行動要支援者の避難支援個別計画の作成支援             | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            | 避難・防災体制の充実   | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援               | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 事業者による BCP 等作成支援                   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 災害に備えた備蓄の充実                        | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 地域・企業の連携、災害時の応援協定締結等               | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 情報発信体制の整備                          | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            | 災害リスクの周知・啓発  | ハザードマップの活用等による災害リスクの周知や防災意識の醸成     | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 開発協議等における災害リスクを踏まえた対応の啓発           | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |
|            |              | 災害配慮重点区域における安全な住まい方等に関する理解の促進      | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |         |    |    |

※ ( ) : 施策と関連がある主体

序章  
はじめに

第一章  
平塚市の特性と課題

第二章  
立地適正化と拠点  
まちづくりの方針

第三章  
都市機能・居住の誘導

第Ⅳ章  
防災指針

第Ⅴ章  
実現化の戦略

第Ⅵ章  
目標及び進捗管理

## (2) 各主体の役割

近年の頻発・激甚化する自然災害に対して、行政による対応には限界があり、市民や企業等すべての人が主体的に防災・減災に取り組むことが重要です。

### ①行政の役割

- ・災害リスクを回避するための規制や誘導手法の検討を行います。
- ・災害リスクを低減するため、建築物やインフラ等の適切な維持管理や強化を計画的に推進していきます。
- ・相模川流域などの広域的な災害に対し、国や県などと役割分担し、それぞれが連携して施策を推進します。
- ・災害リスクを低減するため、市民への防災教育、避難行動計画の作成支援等に努め、地区の防災まちづくりを推進します。

### ②市民の役割

- ・一人一人が都市の災害リスクを理解し、自分の命は自分で守るという意識の醸成を図ります。
- ・地区レベルでの災害に強いまちづくりの担い手として認識し、防災・減災に向けた自助・共助の取組を進めるなど主体的に関わります。

### ③企業・民間事業者の役割

- ・災害リスクを低減し、災害時の機能継続に向けた事業継続計画（BCP）の策定など、企業活動を通じた防災・減災対策に取り組めます。
- ・個々の企業活動を通じて、ライフラインの確保や備蓄などの対策に取り組めます。